

8 月 3 1 日 (第 3 号)

平成24年第3回豊能町議会定例会会議録目次

平成24年8月31日（第3号）

| | | |
|---------|--|-----------|
| 出席議員 | …………… | 1 |
| 議事日程 | …………… | 2 |
| 開議の宣告 | …………… | 4 |
| （一般質問） | | |
| 豊能第一クラブ | 川上 勲 | …………… 4 |
| 公明党 | 高橋 充徳 | …………… 2 2 |
| | （関連質問） 山下 忠志 | …………… 3 3 |
| 緑豊クラブ | 西岡 義克 | …………… 3 5 |
| （総括質疑） | | |
| 第34号議案 | 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する 条例改正の件…………… | 4 4 |
| 第35号議案 | 豊能町火災予防条例改正の件…………… | 4 4 |
| 第36号議案 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて…………… | 4 4 |
| 第37号議案 | 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件…………… | 4 4 |
| 第38号議案 | 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件…………… | 4 4 |
| 第39号議案 | 平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計 補正予算の件…………… | 4 4 |
| 第40号議案 | 平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件…………… | 4 4 |
| 第41号議案 | 平成24年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件…………… | 4 4 |
| 第1号認定 | 平成23年度豊能町一般会計歳入歳出決算の | |

| | | |
|-----------|---|-----|
| | 認定について…………… | 4 4 |
| 第 2 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 3 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 4 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 5 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 6 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 7 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 4 4 |
| 第 8 号認定 | 平成 2 3 年度豊能町水道事業会計決算の認定について…………… | 4 4 |
| 散 会 の 宣 告 | …………… | 4 7 |

平成24年第3回豊能町議会定例会会議録（第3号）

年 月 日 平成24年8月31日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

| | |
|-----------|-----------|
| 1 番 橋本 謙司 | 2 番 井川 佳子 |
| 3 番 高橋 充徳 | 4 番 岩城 重義 |
| 5 番 小寺 正人 | 6 番 山下 忠志 |
| 7 番 永並 啓 | 8 番 竹谷 勝 |
| 9 番 福岡 邦彬 | 10番 秋元美智子 |
| 11番 平井 政義 | 12番 高尾 靖子 |
| 13番 西岡 義克 | 14番 川上 勲 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|------------------|
| 町 長 池田 勇夫 | 副 町 長 室木 伸治 |
| 副 町 長 田中 守 | 教 育 長 小川 照夫 |
| 総 務 部 長 乾 晃夫 | 生活福祉部長 上林 勲 |
| 建設環境部長 川上 和博 | 上下水道部長 高 秀雄 |
| 教 育 次 長 桑田 良彦 | 消 防 長 西本 好美 |
| 会 計 管 理 者 上西 悦子 | 選挙管理委員会委員長 和田 充弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|-----------|
| 議会事務局長 乾 利昭 | 書 記 杉田 庄司 |
| 書 記 高橋 欣也 | |

議事日程

平成24年8月31日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 第34号議案 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する
条例改正の件
- 第35号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 第36号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第37号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第38号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業
勘定補正予算の件
- 第39号議案 平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計
補正予算の件
- 第40号議案 平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件
- 第41号議案 平成24年度豊能町下水道事業特別会計補正
予算の件
- 第 1号認定 平成23年度豊能町一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2号認定 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3号認定 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計診
療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4号認定 平成23年度豊能町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 第 5号認定 平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定歳入歳出決算の認定について
- 第 6号認定 平成23年度豊能町下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 第 7号認定 平成23年度豊能町生活排水処理事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 第 8号認定 平成23年度豊能町水道事業会計決算の認定

について

開議 午前9時30分

○議長（福岡邦彬君）

皆さん、おはようございます。

開会前に、きょうは川上議員の質問から始まりますが、質問の内容から、選挙管理委員会の委員長であります和田さんに御出席願っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。質問が終わりましたら暫時休憩して退席をお願いすることにしておりますので、皆様この点ご了承をお願いいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

先日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

豊能第一クラブの一般質問を行います。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて120分とします。

川上勲議員を指名いたします。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、ダイオキシン問題についてということですが、都合によりまして2番目の選挙制度についてをまず質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。きょうは豊能町選挙管理委員会の和田委員長、わざわざ出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私、近ごろは百姓をしておりまし

て、暑いのでいつもペットボトル持参をしておりますが、500ミリリットルのペットボトルであればすぐなくなってしまいますので、2リットル入りのペットボトル、これを買って持って歩いておりますが、あれを買いにいった首のどこをつまんで持ち上げていつも買うんですが、胴のどこを手回してすると実に持ちやすいんですね。片手でもラップ飲みできる、そういう、今、ペットボトルの状態になってまんねんな。これはすばらしい改良だなというふうに感じて、いつも飲んでますねんけども、それにひきかえまして自動車のワイパー、私四十数年運転しておるけど、あのワイパーは昔のままですわな。改良の余地がないのかあるのかしらんけど、あれを改良して、あのワイパーほかの形にしたらノーベル賞ものだなというぐあいには思ってますねんけども。

そういうことで、選挙制度も昭和25年に公職選挙法が制定されて以来全然、多少期日前投票とか、多少変わってますけども、投票制度そのものが全然変わってないわけですわ。これはやはり今の時代に合った、例えばコンピューター使って電子投票みたいな形にするとか、そういうことをするともっと能率が上がるんじゃないかというぐあいには思っております。しかしその公職選挙法の改正は本来国会の仕事でありますので、我々地方公共団体が勝手に改正することはできないということでございますが、明らかにおかしいと思うところは、やはり国に対して意見を言っていかなければならないと思います。

そこで、豊能町の行く末を決める町長選挙が来月の末に控えておりますので、今議会に豊能町選挙管理委員会の和田委員長に出席いただきまして質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしま

す。

近ごろの選挙、国の選挙から地方の選挙まで、選挙が人気投票のきらいがあるんじゃないかなというふうに思っております。マスコミの報道によりますと、美し過ぎる候補者とかあるいはまたイケメン候補者であるとか、あるいはテレビやそういうものに出るタレントですね、これらの人が立候補すると一躍当選間違いなしやというふうにマスコミに伝えられております。AKB 48でっか、あれの人気投票、あれと同じような感覚でこのごろ投票してるのちゃうかなというふうに私感じております。したがって、今の日本の社会の中でいろいろな仕事をする場合は、許認可制度やあるいは資格を持たなければそういった仕事ができないというふうな形になっておりますので、候補者もやはりそれぞれの国政選挙あるいは地方の選挙、あるいは首長の選挙、その選挙に立候補するにはそれだけの資格を与えるというふうな形にしたらどうかと私は思っておりますが、その辺のところ委員長どのようにお考えかお聞きしたいと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

選挙管理委員会委員長の和田でございます。

日ごろは大変、選挙に皆様方の御協力を得まして、この席をかりまして厚くお礼を申し上げます。

ただいま、川上議員の質問でございますけれども、選挙制度に資格制度ということでございますけれども、私ども市町村の選挙管理委員会は、今もおっしゃったように、選挙管理、公職選挙法に基づいて粛々と選挙事務を行っているところでございまして、

法の定めを逸脱することは、これはもうできません。しかし、今資格制度とおっしゃいましたけども、その制度の資格というのは、国民誰でもが参加できるということである程度は決まっておるわけでございます。その被選挙権というのは10項目ございまして、御存じのように、まず日本国民であるということですね。あとは年齢制限をしておるわけですね。例えば市町村議会の議員さんであれば25歳以上とか、町村長では25歳、これも25歳ですね。知事であれば30歳以上とかいうふうな一定の年齢以上の規定、制度も設けておりますし、あとは地方公共団体の議員選挙につきましては、その選挙権を有すること、つまりその自治体で住民登録をしているということ、そういうことでもろもろ10項目、現在でございます。これ以上の資格を規定するには公職選挙法の改正ということになってまいりますので、国会で議論ということになろうと思っております。そのことで御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ありがとうございます。

今、立候補の件に関しまして答弁いただきましたけども、その中に我々地方の議員は住民登録をしなければ立候補できないという一つの条件があったように思いますが、住民登録をしておるだけで、この前も新聞紙上をにぎわしておりましたけども、生活の実態ですね、それがなければあかんのちゃうかというようなこともありました。したがって、我々議員は生活実態も、もちろん住民登録も必要やと、その上に生活実態も必要と、そういうことを我々は肝に銘じて議員として活動をしなければならないと私は思っております。

次に、8月12日に箕面市の市長選挙並びに議会の選挙がありました。市長選挙は告示当日に立候補者一人だけということで無投票当選になりました。立候補予定者、つまりその一人の無投票当選になった立候補予定者は、相手候補があろうとなかろうと告示日までいろいろな形で例えばポスターをつくったり、あるいは街宣車を段取りしたり、そういう、選挙戦になるという想定のもとで、結果は無投票やったけども、結果から考えると無駄な費用ですね。こういうものを費やしていったと。かわって選挙管理委員会も、候補者の分のいわゆる七つ道具、それを用意したり、あるいは最も目立つものでしたら公営の掲示板ですね。あれを箕面市であれば200何カ所ですか、建てておりましたけども、そういう結果から見れば無駄なことをしておったというふうに私は感じまして、結局無投票であれば全部それらがペアとなってしまうということでございます。したがって私は、考えるのに、立候補する予定者は告示前の少なくとも15日から1カ月前までに決定すると、そういうぐあいにしたいたら無駄なことがもっと少なくなるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺に関して委員長どのようにお考えですか。よろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

ただいまの質問でございますけども、一般におっしゃるように非常に無駄が多いということは考えられるかもわかりませんが、選挙運動用のポスターの掲示というのは、何回も申しますけども、公職選挙法の143条第1項第5号によって決められておまして、一方ポスター掲示場の設

置は、同法の144条の2第8項によって条例で定めるということになってるわけですね。豊能町におきましては、豊能町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例というものも定められておまして、選挙管理委員会がこのポスター掲示場を設けているわけでございます。したがって、この豊能町選挙管理委員会といたしましては、いかなる選挙におきましてもポスター掲示場を設置しなければならないということになっておまして、この義務は立候補者の予定者の有無にかかわらず、つまり無投票であるか否かにかかわらず履行しなければならないということになっておりますので、その点は御理解をいただきたい。無投票の場合非常に無駄であるとおっしゃること、御指摘はもともとでございますが、法と条例の定めに従いまして私たちは選挙事務を行っているということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、選挙運動の選挙の立候補の期間でございますけども、これは公職選挙法に定まったものでございまして、私の私見を述べることは控えさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

そういう、最近、緊縮財政、緊縮財政で地方公共団体も言っておりますので、やはり府議会議員、国会議員のつながりが我々にもありますので、そういう声をやはり国のほうに届ける必要があるのではないかなというふうに思っております。

次に、期日前投票制度、これがありますけども、これも私、疑問やなというぐあいに思っております。なぜならば、選挙運動というのは告示された日、我々議員あるいは

豊能町の町長選挙であれば5日間ですよ。告示の日のあくる日から期日前投票できるわけですよ。選挙運動は告示の日からしかできませんわな。ほんならあくる日、告示日のあくる日から投票できるけども、その投票者は何を基準で何を以て候補者を選ぶのか、わずか前日の1日、その以前は選挙運動はできない。だから候補者がどう思うか、考えでもってどう思うかをしようとしてるのか、わずか告示日の1日だけの判断で、ましてや公営の選挙公報ですか、それは2日か3日目に出るわけですよ。にもかかわらず投票行為はあくる日からできるということですよ。ということは、言いかえれば、告示前にもう選挙運動やってもかまへんと、内緒でやってもかまへんというふうにつながるんちゃうかなというふうに思いますので、やはりさっき言ったように告示前、少なくとも半月か1か月程度前に締め切って、各候補者の選挙公報に出す内容、それを選管がきちっと告示日までにつくって、告示されると同時にそれを配布すると、そうするのであればあくる日からでもその期日前投票の制度は可能じゃないかなというふうに私は思っておりますが、あの制度は投票に行けない人とかあるいはいろいろな、投票日に投票に行けない人のために考えた制度であって、その辺が欠落してんのんちゃうかなと思いますけれども、選管の委員長、この件についてどのようにお考えかよろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

お答えいたします。

期日前投票ということでございますけれども、期日前投票制度は平成15年の12月1日に法律で制定されたものでござい

まして、今、議員おっしゃったとおりでございます。そういう目的のもとにつくられたものでございまして、公職選挙法で決められたことで、私どもがどうのこうのというお答えをすることはできませんけれども、候補者の今の選挙公報のつくる段階ということをちょっと説明をいたしますと、これは選挙公報、何を以て判断するか、選挙公報をまずするしかしやあないと思ひます。選挙公報の原稿は、立候補の届け出と同時に候補者から提出をいただくわけございまして、午後5時で締め切りますと、候補者が確定しなければ印刷に入ることはいけません。そこで業者に原稿を渡して急いで印刷しても翌日という形になるわけございまして。立候補者を前もって確定するためには、今申しました公職選挙法の改正が必要となってまいりますので、現状のままではスケジュールとしてはこれが精いっぱいという考えを持っておりますので、一つよろしく御理解いただきたいと思ひます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

選挙制度で、投票に行く人が日曜日はいけなないということだけを考へてそういう期間を設定したと思ひます。だからそういう変則的な、そのことも一つ変へることによってほかのことに影響してくるのんちゃうかなというふうに、私思っておりますので、したがひまして、期日前投票をなくして、投票日を土曜、日曜の2日間にするとか、そういうことに変へたほうが私はいいんじゃないかというふうに思っております。

もう一つ、選挙期間中あるいは選挙前でも、電話でお願いするのはええと、これは違反にならんというふうになっておりますけれども、これがやっぱり電話を受けるほうにしてみたらごっつい迷惑なんですよ。そ

れは一人や二人の候補者から電話が入っても、そう苦にならんやろうけども、30人も40人も、豊能町でも少なくとも十七、八人候補者おって、毎日毎日そんな電話鳴ると、やっぱりこれは迷惑。自然と電話を電話帳に載さんと消したり、人にわからんように知ってる人しかわからんような形にしてしまう今の状態ですわな。だからこの電話での投票依頼、これはやはり私は禁止すべきやと、こういうふうにしてますねんけども、その辺委員長どのようにお考えか、よろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

お答えいたします。

電話の投票依頼の禁止ということでございますけども、今の法律では電話の投票依頼は法律上制限はされておられません。誰でも自由に行えるということで、これも当然公職選挙法の改正をしなければならないということです。先ほどから公職選挙法の改正と申し上げておりますけども、選管事務局ではこれは府レベル、近畿レベルで国への要望事項を毎年取りまとめて、これを要望書として提出しておるわけでございまして、今後も委員の要望は十分にこれを事務局と協議をいたしまして、取り上げられるかどうかを協議して、いけるものにはこういう上申をしていきたいというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ありがとうございます。

次に、この間の箕面市の選挙の投票率を見ておきますと、たしか42%ぐらいでし

たね。100人おれば42人しか有権者が投票してないと。ましてや箕面市長は無投票ですわな。ということは、箕面市長は本当に市長に信任されてんのんか、信任されてへんのんか、その辺もわからんわけですわな。やはり我々首長であり議員であれば、投票によって選ばれて初めてその権利を議員としての権利を実行できるということでございますので、やはり最低でも60%、70%の投票率がなかったら、これは市議会議員は箕面市であれば33人立候補して23人当選したけども、わずか半分以下の投票率で当選したっていうても、議員の値打ちはありますやろか。これはちょっとおかしいなと思ってますねん。したがって今の投票制度、投票権は国民の権利であって、そしてこれは義務であるわけなんですわ。だから、例えば一回はいろいろな都合で投票できんかったかもわからんけども、2回続けて投票に行かへんという人は投票の権利を取り上げると、これぐらいのことをせんと、これは今の日本の国の選挙そのものが崩れていってしまうんちゃうかと。聞くところによると30%以下でも、投票率でも当選やということになってるとこも現実ありますわな。だから永久に取り上げるわけじゃないけども、やっぱりそれに対する義務のペナルティーをかけるということも必要じゃうかなと私は思ってますねんけども、委員長どないでっか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

この問題につきましては、私の立場上私見を申し上げることは御遠慮申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

私の考え方でございますので、しかしやはりこの投票率というものは非常に大事なものであると思います。したがってこの豊能町の首長を決める大事な選挙が1カ月後に控えておると、少なくともやっぱり70%あるいは75%の投票率にするために、選挙管理委員会も努力していただきたいなと、こういうぐあいに思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、一番はじめにいうた選挙制度そのものが60年以上たって、昭和25年やから、余り変わっていないと。世の中の状態はもう、昭和25年当時と今とではがらっと変わっておると。電子投票方式にするということも何か一部でありましたけども、やはり投票をする行為そのものをもっと簡素にできひんのかなと。私はああいうパソコンとかあんなの得意でおまへんでわかりまへんけども、もっと簡単にできる方法あんのちゃうかなと思ってますけども、電子投票方式というのに委員長どのように考えておられるか、ありましたらよろしくお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

お答え申し上げます。

今の電子投票方式というものは確かに認められておりまして、古いデータで申しわけございませんけども、豊能町も平成16年に検討したことがございまして、そこで試算をいたしまして、初期投資が3,300万円かかるという結果が出まして、開票事務の職員の人件費を削減しても相当な経費がかかるということで断念したという経緯がございまして。電子投票しますと、今、議員おっしゃったように、開票が迅速に行え

たり無効投票がなくなったりという大きなメリットがあることは事実でございます。しかしそういうこととか、それから電子投票は今認められているのが地方公共団体の議会の議員、それから長の選挙を導入する制度。仮に豊能町が導入しましても国政選挙は投票用紙で投票しなければならない、そういうデメリットがございまして、今回いろいろと見送ってきた理由でございます。

また全国でも今のところ、私が知っているところでは9回ぐらいの電子投票が行われております。しかし岐阜県の例でございますが、投票中にシステムが故障した。そうになってしまうとそれが裁判ぎたになりまして、結局その投票も無効になったという判決もございまして。そういう理由から、現在においては豊能町では電子投票の導入は非常に難しいということを考えておりますので、一つ御理解いただきたいと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

投票行為あるいは選挙運動に関してはいろいろ制約があつたり難しいところがあるのは知っておりますけども、昭和25年以来60数年間変わっていないということに関しては、もう少し変わっていく手立てがあるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、公職選挙法の中でいろいろ制約事項がありますけども、直接我々に関係する、私も選挙をいろいろとかかわってきまして、おかしいなと、疑問やなというふうに思っているところがございますので、それに対して質問させていただきますのでよろしくお願いします。

まず、公職選挙法136条、137条。136条は自治団体組合ですね。いわゆる自治労、自治団体労働組合ですか。そして

137条は教職員組合の関係なんですけど、136条は、公務員はその公務員がおるとこの選挙運動に関してはできないと。137条は学校の先生ですね。校長をはじめとして先生は選挙運動ができないというような条文ですね。しかし、先ほど言った自治労あるいは教職員組合の推薦の候補者がおりますね。そういう組合の推薦であれば、なぜ候補者に対して推薦できるのか、その組合の所属の人というのは公務員であり、教職員、学校の先生方ですわな。その方がまとまって組合となったら結局推薦というのは選挙運動の一環であるというふうに思いますんで、できるのか。その辺の違いがどうも私、理解できへんねんけども、その辺わかっておりましたらお答えしていただきたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

お答えいたします。

今、議員の質問の中で、136条とおっしゃいました。これは特定公務員の選挙運動の禁止ということになっておりまして、おっしゃっている136条の2が公務員等の地位利用に対する選挙運動の禁止ということになっておりますので、この辺で条文の、我々の解釈ということ御説明申し上げますと、まず136条は、特定公務員の選挙運動の禁止ということでございます。この条文の趣旨は、これらの者が選挙運動を自由にしますと、選挙執行の公正を害して、あるいは選挙人の投票に不当な影響を及ぼすおそれがあると考えられるために、これらの選挙運動は在職中禁止することになっておるわけです。これらの者は在職中、選挙の種類を問わずに全て職務の区域の関係なく一切の選挙を禁止する。こ

れが特定公務員ですね。特定公務員というのは7種ございます。今おっしゃいました中央選挙管理会の委員とか、中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員とか、国の職員ですね。それから選挙管理委員会の委員及び職員というふうに、あとは裁判官とか検察官とかいうふうに、九つの職種がございますけども、そういう方の選挙運動の禁止というのが136条でございます。議員おっしゃっている136条の2でございますけど、これが公務員等の地位利用による選挙運動の禁止ということになるわけでございます。これは公務員がその地位を利用してしまして選挙運動または選挙運動類似行為を禁止するという規定でございます。地位利用と、利用してということは、その公務員としての地位にあるがために、特に選挙運動を効果的に行うような影響力または、便益を利用する意味がございまして、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合がいうわけでございます。公務員の職員団体が特定の候補者を推薦することが地位利用に当たるか否かということは、これはちょっと私の私見は控えさせていただきますけども、公務員は国家公務員法でも地方公務員法でも、政治的行為の制限はすべて制限されております。ということが法136条の2ということでございます。

それから137条でございます。これは教育者の地位利用の選挙運動の禁止ということになります。この条文の解釈ということになりますと、教育者がその地位を利用して選挙運動を行うことを禁止した規定でございます。ただし本条においては、教育者がその教育上の地位を利用しないで一般人と同様な立場で選挙運動をすることを禁止しているものでは、これはございません。なお、地位利用ということは、直接児

童・生徒、学生に選挙運動をさせることに限らず、その保護者に対して働きかけることも含まれるということをご理解いただきと思います。教職員の構成する団体が特定の候補者を推薦することが地位利用に当たるか否かという質問でございますけれども、これは先ほどの公務員の問題と同じことで、私の私見は控えさせていただきますけれども、教育公務員特例法第18条によっては、公立学校の教員は政治的行為が全て制限をされているということをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

次に、138条、これは戸別訪問の禁止ということですね。選挙に関し目的を持って戸別訪問することができないというふうに書いておりますけれども、どういうときに戸別訪問したらあかんのんか、全て戸別訪問は禁止されてるのか、その辺がどうも理解、私できませんねんけど。戸別訪問は全部あかんのかと。例えば自分の支持者に自分の知人がおって、ちょっと候補者、その家に行ってきたなど、挨拶に行ってきたというのは戸別訪問に当たるのか、その辺の解釈が非常に難しいと思っておりますけれども、そういう戸別訪問、ここに138条の戸別訪問いうことを載っておりますが、その解釈をどのようにしたらええのんか、ちょっと選挙管理委員会の考え方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

和田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（和田充弘君）

お答えいたします。

戸別訪問ということで、法138条でござ

いますけれども、この戸別訪問の解釈といたしまして、選挙に関して投票を得るために、もしくはさせるために、またはそうさせないために戸別訪問をすることができない旨を規定したという解釈でございます、これはいろいろな戸別訪問の定義による判例がございまして、2戸以上にわたって連続して訪問するとされております、戸別訪問というのは、2戸以上連続して戸別訪問です。この判例の2戸以上というのは、2戸以上の訪問を計画して、最初の1戸を訪問することを含みます。計画も含むわけですね。そういうことですから、例えば訪問を1戸にして次の訪問の計画があればこれは2戸以上という判断になっているという判例がございまして。

それからまた連続してという判例では、間断なく歴訪する場合のみではなく、それだけではなく、二人の選挙人宅を日時を異にして訪問する場合でもこれは含まれるという解釈でございます。相当幅の広い解釈がされていると、判例では。

なお、何が戸別訪問に当たるか、個々の事情によって判断すべき、一概にすることがすべて違法といえるかどうかということとは非常に難しい問題がありますので、それは事情が許す限ということになると思いますので、一つ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

川上議員に申し上げます。質問趣旨が非常に幅広く解釈されておりますので、ご注意いただきますように、簡潔にお願いします。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

今の委員長の答弁を持って、やはり戸別訪問はできるだけ控えなければならないと、場合によったら138条に抵触するという

年ですね、いまだに、きのうも質問ありましたけども、148本プラス50本ぐらいですか、200本弱のドラム缶に詰められた高濃度の汚染されたものが残っておるということでございますので、この豊能町、能勢町は全国に類を見ない、ごみ処理に関する広域行政、これがこの組合が二つもあるというような状態ですよ、今。したがってあのドラム缶を処理せん限り、組合の解除と申しますか解体と申しますか、そういうものが恐らくできひんやろうというふうに思います。今日までのその流れをいいますと非常に長くなりますので、平成18年の12月19日に、当時の能勢町の中町長が英断をもって、山内の置いておるところから能勢町の役場の近所に保管された、それ以後豊能町も汗をかけたということで、池田町長にかわれまして豊能町に引き取ったと。それが現在も高山の地区に保管されておるわけでございますが、その高山の保管期間ですね、これが果たしていつまでの期限で保管されるのか、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

高山に保管してある高濃度ダイオキシン類汚染物の保管でございますが、豊能郡環境施設組合が地元と協定書を締結しておりまして、その協定書の中に保管については最大2年間するという文言が入っておるというふうに組合からは報告を受けておりまして、その期日はと組合に尋ねますと、平成25年10月28日までというふうに、環境施設組合から聞いております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

平成25年10月28日ということは、来年の10月28日ですね。ということは、あともう1年と2カ月ほどですか。それが過ぎると基本的には、もし処理場所あるいは処理する企業、あるいは処理済みまでできない場合は、来年の10月28日を過ぎるまでに基本的には、これはまた能勢町に当然返されへんから、豊能町のどこかで保管せなあきませんわな。処理できん場合、また処理する場所が見つからない場合。ということは、これ悠長なことを言っておるわけにいきまへんのや。考え方によったら今年度中、来年の3月までに処理する場所を探して、処理する企業に対して処理できる状態までするならば、10月28日までにその処理をする場所に持ってこれますな。ということは、例えば選挙に、9月末に選挙ありますけども、誰が町長になれるか、それは今のところわかりませんが、果たして今日まで4年間の間に豊能町が努力し、豊能町の町長イコール施設組合の管理者、努力して、豊能町も汗をかいて現在高山に保管しておる。これが果たして町長がかわっても、来年の3月までにそういうことはできるのか。これは考え方によったら恐らく無理やと思います。というのは、今から12年前、ダイオキシン、豊能町でのドラム缶の処理は白紙撤回やということで町長かわられましたわね。それ以後白紙撤回もできへんまま8年間過ごしてきて、結局我々豊能町、能勢町の住民にとっては厄介者のどないもできひんドラム缶148本残された。これはそのドラム缶を処理した業者、あとの残りの4,300本のうち148本を除いた分を処理した業者とか、あるいは汚染土壌を処理した業者にとったら、我々は厄介もんやけど、その業者は金の卵ですわ、あれは。どこにも持っていけへん

やろと、私らが処理せなできひんやろうと
いうたかをくくった目で見てます。そこへ
持ってきて、この最近のチラシを見ると、
豊能町の議会議員の一人のチラシを見ると、
ダイオキシン処理は正攻法、ダイオキシン
は広域行政で完全無害化処理、1市3町の
広域行政で完全に処理できますと、こうい
うようなことを書いてまんねん。1市3町
の広域行政というのは、今の猪名川町、それ
から川西市、能勢町、豊能町、この1市3
町で今現在運営しているあの焼却場で完全
に処理できるというぐあいを書いてまんね
んけど、果たして豊能町長も管理者として
1市3町の処理場の場所へ行っておられま
すので、果たしてほんまに向こうで安全に
処理できるのか、来年の3月までですわな、
今の保管場所から考えると、できるのか、
それちょっと答弁よろしくをお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、おはようございます。

川上議員の質問にお答えをさせていただ
きたいと思います。

議員のおっしゃるとおりに、猪名川上流
ごみ環境施設組合のほうで、私、中町長と
もに一昨年からずっとお願いをしてきてお
ります。猪名川上流ごみ広域施設組合の議
員の方も御存じだと思います。その中で、
8月、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の
定例会でも川西市長、猪名川町長にもまた
再度お願いをしておりますけれども、この
点につきましては当初、契約といいますか、
1市3町がごみ処理施設組合を設立する
というときから今日までの間に、ごみは処理
をするけれども、能勢のダイオキシン処理
はしないというようなお話がございまして、
今日まで全く見通しが立ってないというの

が現状でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

今、町長が答えられたような形で、仮に
管理者、副管理者あるいは議会がオーケー
したとしても、今、東日本大震災で、きよ
うもテレビでやってましたけども、岩手や
福島のがれきを、福島のがれきはいざ
知らず、岩手県等のがれきも、全体では全
部責任持ってせなあかんいうておるけども、
大阪市なり鹿児島県なり決まったところへ行
くと反対、反対ですわな、処理すんのね。
結局この残された200本近いドラム缶を
仮に猪名川上流のごみ施設のところへ処理し
てもかまへんと、しかし国崎地域とかある
いは一庫地域とか、あの施設の近隣地の住
民の許可あるいはオーケーをもらいなさい
よとなるに決まっていますわな。そうなっ
た場合、1年や2年、3年、4年でできま
すか。これはもう現実に無理な話ですわな。
にもかかわらず1市3町の広域行政で完全
に処理できますというぐあいに、さも3年
前の民主党のマニフェストみたいな、そう
いう形でこれ書かれてまんのやな。

もう一つ、ちょっと聞きたいねんけど、
この熔融炉ストーカー方式、こういう方式
がおまんのか。ちょっと副町長、どないで
つか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中副町長。

○副町長（田中 守君）

お答え申し上げます。

熔融式ストーカー炉というのは、システ
ム上ございません。川西の1市3町の場合
は、ストーカー炉に対して、あと灰熔融を
するための熔融炉がセットされてるという

意味ですので、熔融式ストーカー炉という焼却システムはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ということすわな。熔融炉はあくまでも熔融炉、ストーカー方式というのは、結局700度ぐらいでごみを直接燃やすと。豊能郡の組合のあれもストーカー方式でしたわな。ちやいまんのかいな。砂であったため燃やす方式で700度ぐらいで燃やす方式ちやいまんのか。ちょっとそれ答えてください、どういう方式やったか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中副町長。

○副町長（田中 守君）

お答え申し上げます。

郡施設組合の分については流動床という方式です。今焼却炉使われてるのは、基本的な方式はバッチ、昔の方法ですね。それとストーカー、流動床、熔融炉という格好でございます。また新しいのはちょっと覚えてない、そういう格好になっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ということは、このチラシから見ると熔融炉ストーカー方式というのは全く新しい方式ということすな。わかりました。

次に、こういうドラム缶、先ほども何回も言っているように、来年の3月までに場所は決定せんと、来年の10月28日、それ以後はまたどこかで保管せんなんという事態も起こってきますので、これはやはりこんな軽いチラシで住民が信用して町長

が変わっていくことになると、恐らくまた12年前の、平成12年の状態に私は戻ってしまうと、結局このドラム缶を処理するのにまた来年以降、10月以降、やいやい言うて3年、4年、5年、そのドラム缶を処理するのにやいやい言うてかかると。これ今、池田町長の努力によって豊能町に引き取り、豊能町から高山へ持って行ってさも何もなかったように収まってますけども、例えばこのドラム缶、置き場が希望ヶ丘の隣地で用地を確保して置いたり、あるいはまたときわ台の隣地、ここへ場所を確保して置いたりしたら、わいわいわいわい、たいこたたいて反対する、今ごろはわいわいわいわいになってますわな。そういう認識をやっぱり私ら町民、議員をはじめ住民はそういう認識を持ってやっぱり、これはどのように処理、必ず処理せんなんねんからね、どんな状態で処理せんなんかということをもっと正確に正しく、やっぱり住民に伝えて、住民も正しく理解せんなんと、こういうことは私は非常に大事であるように思いますけども、その辺来年の3月までに完全にその場所を確保して、10月までには処理すんのかという意気込みがあるのかどうか、池田町長、答弁よろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

先日もダイオキシン問題で御質問がございました。私といたしましては任期中に何とかやりたいということで、鋭意努力をしてきたところでございますけども、残念ながら任期がきてしまったということで、施設組合議会でも非常に申しわけなかったということで謝罪をさせていただいたところ

でございます。

その理由につきましては、やはり場外処理ということ、私も甘い考え方を持っておりまして、場外処理を目的に鋭意努力をしてきたところでございますけれども、やはり川上議員のおっしゃるとおりに、場外処理につきましてはそれぞれ皆さんが理解をしていただけなかったと、地域も入りいろいろな流れの中でやってまいりましたけれども、なかなか地域の皆さんまでまいりますと、地域の皆さんの反対を押し切って地域行政がオーケーを出していただけなかったというのが実情でございます。

先日も申しあげましたとおりに、行政側、管理者一人が責任のようということ、私は当然今、強く川上議員の質問に対しまして責任を痛感しているところでございますけれども、残念ながら任期がまいります。その後につきましては、私も立候補はさせていただいておりますけれども、全くお答えはできないという今の状況でございます。

先日でございましたけれども、まだ26日、場内処理をするための話をしに私はまわっております。地域に行っております。しかしながら、昨日も申し上げましたとおりに、議員の皆さんそして町民の皆さんが本当に危機感を感じておられるのだろうかということ、私はこの4年間痛切に感じてまいりました。これはやはり大きな、環境施設組合、能勢町、豊能町の汚点でございます。これを本当に真摯に考え、そして1日も早く処理をするために鋭意努力をしていかななくてはならないということを今も痛切に感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

12年前のあの再現がこないように、私

は祈っておる次第でございます。

次に、国の将来と豊能町の将来について質問をさせていただきます。

8月14日でしたかな、ロンドンオリンピックが終わりましたね。17日間ですか。終わったけども、日本がメダルをとりました。そのとった獲得数は38個でしたかな。金銀銅を含めてね。その38個のうち元来は競技の内容を見てみると、重量挙げとかあるいはレスリング、あるいはサッカー、これは以前は男性のスポーツでしたけども、ここ近年は女性もそういうスポーツをして、そしてあのロンドンのオリンピック重量挙げそれからレスリング、サッカー、男より上の成績でしたな。これ見てみると、私は改めて日本の女性、大和撫子、随分強くなったなというふうに感じております。しかし中国のことわざ、雌鶏鳴いたら国が減びるとのことわざがおまんねや。

（発言する者あり）

○14番（川上 勲君）

ことわざですね。私絶対そんなこと、蔑視はしてへんけども、そういうことわざがおまんねや。知ってはる人はいはりますけども。私一人で、ああ日本の国もこれで減びていくのかなというぐあい、現在感じてまんねんけど。しかしその証拠に、今、領土問題ありますわな。戦後すぐに北方領土はロシアにとられてしもて、もうロシアが支配してますわな。この間、以前もそうやけどメドベージェフ首相ですか、行ってますわな、2回目ですわ。竹島、島根県竹島って日本の国になっておるけども、実効支配は韓国がしてまんがな。この間尖閣諸島、あれ状態見てみると、完全に凶器準備罪あるいは公務執行妨害、家宅侵入罪ですか。それで起訴を絶対せんならん。一旦逮捕したけど無罪放免にして帰してますわな。これ日本の今の政府でほんまに日本の国守

れるのかなと、そういうぐあいには私、思っていますねんけど、町長一つ質問するけども、私はアメリカとの安保条約ありますわね。それをやっぱり密にやって、そして憲法すぐにでも改正して、やはり日本の国の領土をきちっと守っていくと、強い気持ちになかったら恐らく近い将来日本の国ないようになってもろて、中華人民共和国日本州豊能町になるのちゃうかなと、私それぐらい思ってますねん。ほんまに実際のところ。ほんまに安保条約ほんまに切れるか切れへん今の状態やけども、あれがあることよって辛うじて日本の国が守られてるような状態やと、私はそない思っていますので、そんなとちょっと町長の考え一遍聞かせてください。頼みます。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

町長といたしましては、答弁ができないというふうには私に思っております。東京都知事と違いますので、それだけの力もない、いろいろな流れの中ではできないと思っておりますけれども、これは川上議員の私見だということで、私も私見でお答えをさせていただきますというふうには思います。

日本の国、日本外交、戦後から今日まで60年間やってこられました。その流れがどういう流れであったかということが、今ここにきているのではないかなというふうには思っております。しかしながら、これから先の、これは日本の国のことでございますので、国会議員の皆さん方がそれぞれ御議論をいただきまして、これから先の日本の国をどう立て直していくかということについてのお話だと、豊能町議会でのお

話ではないというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

豊能町の議会では豊能町のことを中心に言うたらええねんけども、やはり豊能町の住民であり日本の国民ですわ。やっぱり日本の国民一人一人が国のことを憂えんと、ちょっとぐあい悪いんちゃうかなというぐあいに私は思っています。

次に、今の国の状態、国会の状態ですわね。それに対して豊能町にどんな影響があんねやという質問をさせていただきたいねんけども、きのう、おとといでしたか、問責決議案出されましたわね。結局、会期末の9月8日まで休会のような状態ですわね。これやっぱり民主党はもちろん自民党も何やってんねんと、あほちゃうかと私思ってますねん。大震災起こって、こういう日本の状態、それにつけこんで、ロシア、韓国、中国、北朝鮮は拉致した人間そのまま何もせんとはっといてる。こういう近隣諸国の今の日本の置かれた状態の中で問責決議案出してそれを通して、あとは休会やと、これはもう国会議員の使命を果たしてへんのちゃうかな。特に政権政党の民主党そして第二党の自民党、この国会議員はたるんでおると私思ってますねん。それは国民がそういう既成政党離れるのは、これはもう当たり前やなというぐあいに思ってますねん。だから橋本大阪市長のような、ああいう人心をあおりたてて、そして実態が伴わない言葉でも一般住民は救世主のようにしてやってるわけですわ。もうちょっとやっぱり今の現状の国会議員がしっかりせなあかんというふうには思っております。この国会、問責決議案出たために特例公債法案ですか

な、これがまた10月以降に延びますわな。これやはり24年度の予算が通ってんねんから、これはやはり早急に通すべきやと私思っておんねんけども、結局10月以降にしか通れへんと、このような状態の中でそういうことが豊能町に対してどういう影響があるのか、その辺ちょっと答えていただけませんか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

議員御指摘の特例公債の法律が通過しなければ豊能町の財政等に影響がどう出てくるかということだと思いますけれど、まだ直接的にうちのほうに文書が来ているということではございませんけれど、新聞紙上では秋の交付税の時期がおくれるとか、それからあるいは国庫補助対象の内示等がおくれてくるというようなことが言われておりますけれども、これが法律が通らなければ私どものほうにそういう通達が来るのではないかなというふうに思っておりますので、できるだけ早く支障のないように法律を通していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

もうちょっと国会議員もしっかりしてもらわあかなということですね。

次に、アメリカの元大統領のケネディ大統領が、尊敬する日本人は誰やということがあって、上杉鷹山ということをおっしゃったそうですね。その上杉鷹山は、九州の高鍋藩の秋月家いうところから、米沢藩の上杉家へ養子に行った人ですね。それで開国をやった立派な人でありまして、その上

杉鷹山が師事を仰いだ人に、細井平洲という人がおったそうでございます。これはきのうかおとといかの産経新聞の夕刊に載ってましたけど。その細井平洲という人が、上杉鷹山が養子に九州から行くときに、「勇なるかな勇なるかな、勇にあらずして何をもって行わんや」という言葉を贈ったそうでございます。これ、どういうぐあいに解釈したら、私もわからんねんけども、漠然と、勇気を持ってことをせいということかなというように思いますけども、その細井平洲が、政は民の心に従う政、民の心に従って政をせいと。ということは、豊能町の行政も豊能町の住民の心に従って政をせいという意味やと思いまんねんな。しかし最近の住民の心は、いろいろなエゴが出てきてまん。行政いうのは、訴えに対してすることもあるときには必要やけども、声なき声を大事にして、そして機会均等な気持ちでその行政を推し進めていくということが私は大事であると思います。池田町政が過去4年間財政再建、このために25項目を掲げられまして、実質3年間ですわな、3年間で10億円強の基金を積み上げられましたわな。これは職員の給料カットや、あるいは特別職の報酬カットをして各種団体への補助金のカット、あるいはまたユーベルホールの休館、エスカレーターの廃止、公民館の各自治会に移管、こういうことを掲げまして、そしてこういう問題点があるからということ住民に投げかけられて、そしてそこで関係する住民が協議をして、そしてその内容を決めてもらうという手法で住民にこの行財政改革の意識を持たされたというのは、これは言いかえたら住民もそういう意識を持ったというぐあいに考えたら、いつも町長がおっしゃる協働のまちづくり、これにマッチしてるんじゃないかなというぐあいに思っておりますけ

ども、協働のまちづくりに対して町長のお考え、いつも言うておられますが、もう一回回答弁よろしくお願ひします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員の質問にお答ををさせていただきたいと思ひます。

先ほどからの質問でございますけれども、協働のまちづくりということにつきましては、私といたしましては行政側から提案をさせていた提案型、行政側提案型協働のまちづくりというような形の流れでなっているのではないかなと思っております。議会の皆さんあるいは住民の皆さんからの提案型のまちづくりは、私の任期中なかったというふうに認識しております。しかしながら、なかなかそれぞれの皆さんから御理解も得られなかったといひますか、そういう流れで、今日まで来ているのではないかなという私の思ひがございます。しかし、少しは皆さんも御理解をいただいて、この流れがきてるなというところもございませうので、今後に向けまして住民の皆さんあるいは議会の皆さん、そして行政側が一体になってこのまちをどうしていくべきかということを考えていただければ幸ひかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ある一定の基金が必要やけども、不必要な基金はためるのはケチだけのもんですわな。

この間、きのうおとといですか、参議院で、大都市地域特別区設置法というのが可決されました。これによって橋本市長が提

唱している大阪都構想、これは恐らくもう急激に進んでいくと思ひますわ。これが進むことによって我々基礎自治体もそれに参加しなくてはならないので、多分影響が出てきますわね、近い将来。その後は結局、道州制を含めた、多分10数年来のうちに道州制を含めた改革がこの豊能町にもやってくるというような今の状態やと思ひますので。そしてやってきたら豊能町なんかも小さい自治体なので、しっかりせんと蹴散らされてしまいますわな、実際のところ。そこである程度財政力を持って、そしてこの豊能町の地域整備、きちっとされてないと、私はあかんと思ひます。それで今、9月の選挙に向けて町長は庁舎一体化構想を提案されておられますが、これはどのようなメリットがあるのか、答弁していただきたいと思ひます。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員の質問にお答ををさせていただきたいと思ひます。

現状、今、豊能町は、財政が豊かだったところに前任者の皆さんがそれぞれ両方に設備を投資をしてこられました。しかしながら、今、川上議員のおっしゃいましたとおりに、大阪のまちがあるいは大阪の府がどのような形になっていくかということについては、私はここ近年すごく不透明であるというふうに認識しております。これから先もどういう形で流れていくのかということにつきましては、なかなか見通しが立たないという状況下の中で、私はずっと申し上げておりますけれども、災害時の9事業いろいろな問題等々については少なくとも10億円の金は豊能町には置いておかななくてはならんでしょうということで申し上げ

てきました。その枠の中で今、この豊能町が、この小さな町が大阪府の職員よりも少ない小さな町が今後どう生き延びていくかということに対しましては、庁舎の一元化は絶対避けて通れないだろうというふうに思っております。また町税の税収あるいは交付金の減少、いろいろなことを考えあわせていきますと、縮小した形で利便性を上げるということが一番大事なことではないかなという思いがございました。この1年間、西地区の吉川支所へもまいらせていただきました。いろいろな流れの中で、この東西両豊能町を眺めますと、東西だけではないかなと思っております。今は箕面森町もできております。これから能勢町もございまして。いろいろなこの一角を見たときに、この一角の中で生き残るのはこの豊能町ではないかなというふうに私は思っておりますので、削減あるいはいろいろな流れがございまして、その分につきましてはこれから先、私は町民の皆さんに訴えをさせていただいて、私はこういう形でやりたいという思いがございましてということを訴えさせていただいて、これから先、進んでいってまいりたいというふうに考えております。細部にわたりますと、相当時間がかかりますので控えさせていただきますけれども、その点はご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

この北摂地域といいますか、止々呂美、森町、豊能町の東地区、そして西地区、そして能勢町全体あるいは川西市の北部地域、この全体の地形的姿勢的な形を見ると、私は東地区の出身の議員でありますけれども、従来この今の役場、これが果たして今名前を上げたその地域の中心地になるのかいっ

たら、これは恐らく無理やと思います。やはり中心地になるのは西地域ですわな。その西地域に豊能町の一体化する庁舎を建てると、将来そういう波が来たときにこの北摂地域の中心地はどこやということになると、そのときにそういう機能的な庁舎があることによって、能勢町そして川西の北部地域あるいは止々呂美、森町、東地区を含めた形の場所づくりをすることが、今これから先、絶対必要なことやなと思っただけなんな。その場所は悲しいかな、ここにつくれとは言われへん。地勢的な形を見るとね。ただし、これは一つの条件があるわけですわな。その条件は、前を通っておるのが423号線、西地区を通っておるのは477号線、そして川西から北部地域を通して能勢のほうへ行ってる173号線、四、五年前に423と477は森町の開発によってつながれた。しかし173号線はつながれてないと。あの西地域の今の支所の周辺に、そういう一元化構想でもってくんねやったら、条件の一つとしてあの都市計画道路になっておる光風台4丁目から大和団地へ抜けて山下まで、その道を絶対抜く必要があるんちゃうかなと、これが一つの私は条件思っただけなんや。そうすることによって川西の北部地域はもとより、能勢町の西地域も10分ぐらいで西地域のそこへ来れると。完全に豊能町の名は残り、そして北摂地域の中心になるということを考えたら、やっぱりこれは一元化構想であるところに機能的な庁舎をつくることは私は絶対必要やなと、そのためには今言った、いわゆる国道をつなぐバイパスですわな。これが必須の条件やと、こういうぐあいに思っただけなんな。町長その考えはどないでっかな。答弁よろしくお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおりでございまして、今、能勢町でも学校統廃合の一元化ということで、能勢町長もいろいろと施策を考えておられます。その枠の中で、やはり両町が話し合いをしながら一元化の流れと一緒に考えていけばいいなという施策もごございますので、その辺を十分に加味してこれから先話し合いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

西地区に本庁を持っていくということは、ほんならこの東地区はどないすんねんと、ほっとくんかいと、こういうことが当然出てきますわな。幸いにこの東地域は希望ヶ丘いう新しい新興住宅地もありますけども、従来は農業地域ですわな。今、農業地域でありながら農産物の集積地あるいは農産物販売する、それぞれ勝手にそれぞれの思いでやってはるけども、やはりそういう農産物の集積地いうか、一つ例えば道の駅、そういうものをこのところにつくって、なおかつ販売する場所も併設する。さらに言えば防災施設、十分この建物利用できると思えますわ。昭和56年以前のは壊さなあかんけど。日々の住民の役場に対してのいろいろな手続とかそういうもんは、ここでできるような形にもちろんせないかんけども、そういう形をすることによってこの東地域の活性化もできてくるんじゃないかなと私は思っておりますので、その辺の考え方、町長もしありましたらよろしく願います。

す。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

川上議員のおっしゃるとおりでございまして、今ここで私が申し上げていいのかという、ちょっと流れがございまして、東地区が利便性が低くなっていくということについては全く私は考えておりません。やはり協働のまちづくりということでございまして、私といたしましてはこの4年間も東・西関係なしにどのようなこのまちをつくっていくのかがいいかということを考えながらきたつもりでございまして。今後におきましてもやはりそういう川上議員のおっしゃるような、この東は東をいかにどのような形で生かしていくか、あるいは西地区は西地区でどのような形で生かしていくかということにつきましては、私なりに考えを提案をさせていただいて、議員の皆さん方と今後の御議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この際お答えにつきましては控えさせていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

池田体制で過去4年間、基本的な体力はつけられたと。そして庁舎一元化構想で大阪都構想をはじめとして道州制やそういういろいろな他地域から受ける荒波に埋没することなく、豊能町の名を残して、そして豊能町の住民が安心して暮らせるこの地域づくり、今後も町長、責任持ってそのことを貫徹していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

関連質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

以上で、豊能第一クラブの一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時10分といたします。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党の一般質問を行います。

持ち時間は、質問時間および答弁を合わせて80分とします。

高橋充徳議員を指名いたします。

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

2人目でございます。指名をいただきました、3番・公明党の高橋充徳でございます。ちょっとややこしい名前です、いつも間違えられるんですけども、よろしくお願いを申し上げます。

理事者の皆様にはどうか紳士的な建設的な御意見をいただきますように、ひとつよろしくお願いをいたします。

7月3日と8月9日に東と西に分かれて町の財政状況というのを、総務課長が高齢者協働セミナーの場で発表をされておりました。その内容的には、平成21年度から23年度にかけて財政再建計画の実行による歳出の削減と地方交付税の増や国府の臨時交付金の増加による財源に依存しておりますということと、財政状況はこれによって現在は安定していますというような報告内容でございました。今後は町税の減収がさらに進む一方であります。また地方交付税の伸びは期待できない、基金の取り崩しによる財政運営を余儀なくされる、実質単

年度収支は赤字が続くであろうと、このようなことも説明をされておりました。効果的な歳入の増加策はないという状況ということと、歳出の削減を進めるほかはないと言い切っておられる状況でもありました。行政の皆さんにおいては何とかしなければならんと思っている方もいるとは思っておりますが、多分自分に与えられた目の前の仕事、縦割りの仕事ですから、目の前の仕事をこなしていることが多いのではないかと思います。そうではないかと思わざるを得ない状況ですが、そうではなければいいと思っておるんですけども、根底からそういうような意識改革というのも変えていかなければ、町は衰退の一途をたどってしまうというふうに危惧をしております。

町税の増収を図るべきとの思いで何度もこの場で空き家対策ということで、空き家をなくして定住していただける方を呼び込もうという意見を述べさせていただきました。23年の4月号で、豊能町活性化プログラムという特集の中で、定住化の促進という4項目を発表しております。これらの進展ぐあいの中で質問いたします。

直接税を納めていただける対策として、直接税として、住民をふやして定住化してもらう対策というのはあると思いますが、さらに打っている手はあるのかどうかお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

税込でございますが、基本的には総務課長が説明をしたとおりの状況に今のところはなるのではないかとこのように思っているところでございますが、一番人口を増加させて税収の安定を図る方法としましては、

やはり雇用の創出というのが一番だろうというふうに思いますけれども、豊能町の立地とか市街化調整区域という枠もございませし、また個人地がほとんどでございませので、新たなそういう工業誘致というようなものについては困難な状況にあるというふうに思っているところでございませ。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、23年から25年にかけては町の第1期の実施計画の中に、教育・子育てのまちづくり、あるいは定住化の促進、それから農林観光の三本柱の重点施策として取り組んでおるところでございませ。教育・子育て等につきましては、一定計画どおりに幼保一元化あるいは2人目からの保育料の無料と、そういったような施策で子どもたちがふえる、子どもを育てる世帯ができるだけ多く入っていただくという施策はやってるところでございませが、御指摘の空き家対策等についてはなかなか手が回っておらないというのが現状でございませ。ただ、西地区につきましては、住宅業者が川西あるいは豊能町の住宅業者等があっせん等をおられます。ところが東地区については、そういうあっせん等がないというような状況で、空き家バンクということで登録をしていただくということでやっておりますけれども、住みたいという方は、今、豊能町では3件ございませして、そういう物件がないかということで探しておられますけれども、物件を活用という方が出てこられないということで、これについては各自治会長会等を通じて、東地区の自治会長あるいは吉川の自治会長等をお願いをして、そういう心当たりがあれば企画政策課のほうにお知らせをお願いしたいというようなことでお願いをしているというのが現状でございませ。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

特効薬的な、そういう施策というのはなかなか難しいんですけども、確かに教育のまち「とよの」というのはかなり定住化しつつあるんですが、目に見えてふえているかというところでもないんですね。子育ての2人目以降無料ということで幼稚園、保育園のほうが増えていることは確かです。だからと言って人口がふえているかというところでもないんですね。そういうことにおいて住宅については、ここにチラシが、ちょっとこれ一、二年ぐらいのチラシあるんです。これは私、業者に直接お伺いをいたしました。これ3件ございませ。町内には3軒の宅建業者が向こうのほうにございませ。そのうち全部回らせていただいて、御意見をいっぱい聞かせていただいたんですが、希望があれば回しますけれども、豊能町の物件は豊能町の中だけで、中の人を対象にやっていると、要するに光風台地域の物件を売るのには、例えば宅建業者に個人が委託するんだけど、町内だけに、前も言いましたけれどもチラシ回してるんですね。それじゃあものは売れないなということと、もう一軒の方は大手のこれは宅建業者の方なんですけど、ちょっと手を引こうかなんていうことをおっしゃる人もあって、これはいかんかというふうに思っておるんですけども、やはりせっかくなつくた空き家バンク、これを大いにもっと活用せないかんのじゃないかという気もするんですね。空き家バンク制度を立ち上げて何カ月になるのか、それをちょっともう一回、再度お答え願いたいと思います。空き家バンク制度を立ち上げて約何カ月になるのか、何年になるのか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めませ。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

空き家バンクでお願いしたのは、各自治会長にお願いしたのは去年の一番初めの自治会長会で、町としてはこういうことを考えているということで、ぜひとも空き家等もちらほらといいますか、見受けられますので、そういったようなことをやってるのでお願いしたいとってお願いしたのが今年の5月ぐらいだったのではないかなというふうには思ってるところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

これ多分、古民家だけの情報を収集したんじゃないかと思うんですよね。前から古民家のみでは登録したって誰も来ませんよというふうに私、言わせてもらったことあるんですが、前回、古民家だけでなく、宅建業界を巻き込んだこういう事例もありますよということで提示をさせてもらったんですが、なぜ宅建業界と手を結んで協議をして空き家バンクを、空き家制度を充実させて、町内の空き家をなくする対策をとらないのかということあるんですが、そういった宅建業界と結べない理由というのがあれば教えてもらいたいと思うんですが。よろしくお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

西地域の宅建の売買等については、私どものあれでは近隣の、豊能町だけのじゃなくって近隣の方々にもチラシ等は入ってるというふうに、私自身は認識をしていたところでございます。よその団体等もそういう空き家バンク制度というのをやっておら

れるというところで、成功されてるところと申しますと、例えば初めの受付から生活をされて、それをずっとフォローするということまでやっておられるというようなところは割り方成功してるというようなことを聞いております。ですから、いろいろと生活をされる上で相談から何から全部そういう窓口に立っているというようなことで成功されてるというようなことを聞いておるところでございます。豊能町の場合、今、企画政策課でやっておりますけれども、課長を入れて4名しかございませんで、そこまでちょっと手が回らないというのが現実でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

そうですね。よそにもチラシ流れてると言いましたけど、これは希望者のみでごく一部です。ほとんどやってませんという回答でした。

それと、宅建業界にお訪ねしたとき、要するに行政からこういう相談が来ればぜひとも協働して手を組んでまちの活性化のためにやっていきたいという業者さんが2件ございました。1軒の方は以前手を引いて細々と自宅でやっておる人ですから、これはもう余りとおっしゃったんですが、あと大手の方は、ぜひとも町の行政と手を組んでやっていきたいというふうに大きな希望を持っています。なぜかという、この豊能町をもっともっと発展させたいという希望を持っておられます。毎日毎日窓から見ておっても、ちょっとやっぱり寂しくなってきましたねというふうにおっしゃる方がいっぱいだったんですよ。

ここに、町の空き家バンク制度をつくって、これは体裁はすごいすばらしい、いい

体裁でつくっておられます。やっと思えたなと思って安心はしておったんですけども、この中の登録申請書には、これは申し込み区分に、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者と、あとは本町の自然環境、生活、文化等に対する理解を深め、地域活動への積極的な参加を行うことで地域住民と協調して生活しようとする者と、こういう大きな規定がておるんです。これじゃきませんわな。もう一丁、希望する地域、余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田、吉川、旧村だけなんですわ。これじゃあちょっと、もう豊能町にこんでもええわ言うてるようなもんですわ。やはりもう少し考えていただいて、この区分にしても、こんだけ縛りつけたら、住みたいけど、行きたいけどこんなんで行かれへんわというふうになってくるし、地区はどこだと言ったら、ちょっと旧村ばかりで新しい新興住宅地には入れないなという規定もあるんですよな。ここを撤廃するためには今言った、いろいろと後々の問題等をおっしゃいましたけども、これは前回は私ちょっとちらっと言わせてもらったんですが、対策的には、こういうふうに言ったんです。豊能町の将来を考えると思い切ったメスを入れていかなきゃいかんということで、空き家バンク制度をつくって、例えば税金を何年間か半分にしてあげるとか、固定資産税を何年間か免除してあげますよとか、子育てについてはどうしてあげますよとか、そういうふうな付加の価値をつけてどうですかという質問をさせてもらったんですが、そこで検討という、正規な返事はいただけなかったんですが、このように、やはりそういうふうな手を打って、付加価値とか、あとはもう一つあるんですけども、かなり売りたいというんじゃなくて貸した

いという方も結構おられるんですね。借家にしたいという方。こういう方にも借家にしたら町が何か月間、何年間か少し買いつけて面倒見てあげますよと、やはり一時的にお金が出るんですよ、町から。でも予算組んで、使用しなければまた元に戻せばいいんですよ。そういうような施策も必要になってくるんじゃないかなと私思っておるんですね。そうすると町はますます、そんなに一遍にはならないと思いますけども活性化していくんじゃないかな。税金もこれから先、町民税なんかも見込めるのではないかという思いはあるんですね。こういったお考えをもう一度真剣にお考えしていただきたいと思うんですが、これは財政と相談しないといけないけれども、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、検討する余地があるのかなのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

新しい住民の方を入れたいということで、各団体でもいろいろな施策をやられてると。家を建ててそこに入っていただくというところ、ごっつい優遇をされるというふうには思うわけですが、そういったところ、それから今言われるように税金を何年間か免除するというところというのが非常に多いようには思いますけど、町全体を考えますと、これ、そういう施策を打っていくということについては大きな財源等も必要となってしまうので、ちょっとやるということになれば根本的から、1からちょっと検討して、そういう財源等の見通しもきちっと立てた上で、例えば今、第1期の実施計画をしておりますけれども、定住のための施策

として第2期計画等に入れてやるかどうかというのは、ちょっと先の話になりますけれども、大きく財源の後ろ盾等も考えた上で、施策を打っていかなければならないのではないかというふうに思っておりますので、これについてはちょっと宿題というような形になりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

大きな宿題となると思いますけども、これも本当に真剣に考えていかなきゃ、これから本当にまずいのではないかなと思うんですね。やはり直接税金を増やすためには、やはりそういった施策を、思い切ったメスを入れていくというようなことも必要ではないかと思っておりますので、ぜひとも御検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

もう1点、以前から他の議員からも質問等があるんですが、バナー広告、有料広告ですよね。これを募集するようにとの議会で質問があったと思うんですが、私から、その後どのような状況なのかというバナー広告、要するに豊能町の広報に載っている、載せているような広告取り、これを状況を、今の現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

広報「とよの」で広告を募集しているという方法と、もう一つはホームページで募集をしているというところでございます。大体1年間で広報のほうは12万円ぐらい、それから今、バナー広告では、今9件のバナー広告が載っているというふうに思っております。多いときは、ことしの3月は15枠

が載っておりますけれども、今現在は9枠になっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

現在9枠というのは、多分ホームページ上の枠ですよ。一度、広報「とよの」の中で広告求めていますよというのを一回だけありました。覚えておられますかね。ことしの2月に広報、事業を始めますという報告がありました。結果的には以前から利用してくれてる池田の方が引き続きやってくれてるんですね。池田市の方が豊能町の広報に載っているんですね。それで豊能町はどうかというと、2回ございました。7月に1回、それとつい最近1点だけだった。これは広報「とよの」のほうですね。結構広報「とよの」を見ておられる方おられまして、何で広報「とよの」によその市の広告載ってんのかなと言われてまして、いや以前も豊能町はとってますよということで、広報していますよとおっしゃったんですが、気がつかれてない方が結構おられるんですよ。そこでいくと今回とよのまつりでも24回目を迎えましたが、すごい数の、要するにまちの中の祭りを応援していますよという方がいっぱいおられるんですよ。この中には128個の個人事業主団体がある。すごい数ですね。128個。

それともう1個、これは読売さんがやっている、個人でやっているチラシの中で、これだけ、広報だけのチラシなんです。広告だけのチラシが入ってきてます。これも個人が、これは新聞さんが自分の営業努力でやっておると思うんですが、まだまだ紙面が足りなくて、出したいところがいっぱいおるけども今断ってますという話があるん

ですね。こういった、この事業の方にぜひ広報「とよの」にも出しませんか、豊能町のことでありますから、そうすると1年間12万円ですよ。そうするともうすごい数、128ってすごい数なんですよ、もし出そうという人おれば。そういうような広告、要するにホームページだけじゃなくって、やはり一番お年寄りが目を通すところの、身近なところの広報「とよの」の中の、ぺらぺらとめくって1軒しか、よそのしか出てないわというんじゃないかって、やはり町の中の、町は町の中のやっぱり広報を出してあげるべきだな。こういった営業努力をしなきゃいかんということですよ。ほうっておいたら来るかといったら、来ません。やはり営業マン的な素質も出して、これから町の行政やってかないといけないんじゃないかなということもあるんですね。これはやっぱり一人の人が、真剣な人がおれば、よっしゃわかった、おれとってくるわって言えば、話が進んでとりにいけるわけですよ。かなり広告を出したいけども待ってますという方が結構おられるんですね。ですからこれは行政の人の心外になるかもしれないかもしれませんが、こういった広報の仕方もあるわけなので、こういった取り組みをも一度やっていただきたい。そうするとちょっとした税収が、そんなに何千万円も入ってくるわけじゃないんですが、毎年毎月定期的に税収が、少しだけでも見込めるといふ状況、これも一つ改善されますので、そういった方向もぜひ検討していただきたいと思うんですが、その考えはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

今現在は豊中市と同じように宣成社とい

うところにその事業をお任せしてるということでございます。今、議員、とよのまつりのチラシの業者等が多く載っておるやつについては、とよのまつりを成功させるためにそういう宣伝をされてると。実はうちも町民祭の名前変わってとよのまつりではやっておりますけれども、去年も実はそういうチラシを出すからぜひとも協力してほしいということをお願いをしたんですけども、それは余り賛成はできないというようなことで断られたというようなことございまして、なかなかやっぱり回ってお願いをしにくいというやつについては、なかなか困難ではないかなというふうに思います。ただ現実には、今、業者にお任せをしてやっておりますので、その辺については一遍検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

ぜひとも検討を、積極的な検討をしていただきたいということで希望しておきますのでよろしく、税収上げるためにお願いいたします。

続いて二つ目ですけども、昨日から引き続き質問がありました。教育に係るいじめ問題になると思うんですが、またかという話になるかもしれませんけども、よろしくお願いをいたします。

全国的に注目、今されているのがいじめ問題なんですけども、全国の市町村の教育長の皆さんに対してアンケート調査がこの前行ってあります。その回答の中で、いじめを防ぐにはどうすればよいかという項目については、教員研修の充実という項目で51%の教育長が、全国の教育長が答えられておられます。あと昨日、教育長が道徳というふうにおっしゃいました。この道徳

教育の充実については全国で49%の教育関係者の方が充実したいというふうにお答えになっておられます。ではいじめが起こった場合にはどうするかという項目については、昨日の教育長の中でお答えがあった、今言いましたけれども、道徳教育といかに早く、ごめんなさい、いかに対処するかです。いかに早く解決するかが大切だと、このように教育長お答えになっています。その中で、学校との連絡、協力を密にするというのも79%の方が対処するにはどうしたらいいかということでお答えにはなっておるんですが、豊能町においても教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、つい先日いただきましたこの中に、いじめについての項目、アンケートの中で、平成23年度は前年に比べて15件ほど減少しているとの認知件数報告が上げられていますと言われてます。といいますけども、この中には重大な、また深刻なものが含まれていなかったかどうかということ、それに対してどういう対処をされたのかということをお答えしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

今年度についてはもう既に調査が終了、1学期分については終了しております、先日、教育委員会のほうでヒアリングを実施いたしました。そこに内容が非常に大変だというような問題は、こちらとしては把握をしていない。ただ中には継続中であるという、そういう表現のものもあります。これは、私はいじめが起きたときに、まずその当該者を呼んでいろいろ話し合いをし

たり、あるいはさらに保護者を呼んでという場合があるんですが、その場は一応収まったように思えても、なかなか、いじめられた側がそれによって不登校になるという実態があります。それがなかなかもとの状態に戻れない。それは私は解決したとは言えませんよという。ですからその子どもが完全に元の状態になったときに、初めていじめが解消したと、そういう判断でいきますので、それは継続中というふうに報告をさせています。ですからそこは完全に解消するまではきめ細かな対応をしてほしいと、そういうことで、一応各校のヒアリングは終えたところでございます、特に重大ないじめは承っておらないというのは事実でございます。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

子どもたちにとって、今、御報告ありましたけれども、子どもたちにとって新しい年度が始まって、新しい学期が始まってというか、5カ月になるんですが、その今の回答の中にも5カ月分は入っておりますでしょうか。新しい年度、要するに今さっき言ったのは23年度の15件減少していると言ったんですが、今のお答えの中にも今年度の分もということと言われてましたけども、ことしの、要するに今9月、8月末までですから、4月から始まって5カ月間、この5カ月間の中で新しい入った一年生、中学一年生、小学校一年生あたりが、もしくは新しい学期が始まって5年、6年の方なんかはいじめの対象になっている方がいなかったかどうかというのが引き続きの件になると思うんですが、その点はどうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

小学校では1校が全くゼロという回答をいただいております、ほかの4校それから中学校2校についてはいずれも数件、ちょっと今、数字把握しておりませんが、2件ないし3件、認知したと思われる事象というのは報告をされています。それについてヒアリングを行ったということでございます。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

いじめ問題なくなるのが一番いいんですけど、このなくすことと後の処置することというのは非常に大事なんですけど、なくすことが一番大事なんだけども、昔はお山の大将、ガキ大将というのがあって、一人にぎってて、お前らやったら許さんということで、けっこう統制がとれて深刻ないじめというのは余り上がってこなかったように、私、記憶あるんですが、非常に難しい問題なんですよね。ないのが一番ということで、特効薬があれば一番いいんですけども、小学校、中学校において教育の現場においてやっぱり命の大切さという教育はされるべきではないかというふうに思うんですが、小・中学校の場においてこういった命の大切さということについての教育はなされているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

昨日も若干答弁いたしましたけれども、まず一つは道德の時間というのが小・中学

校に設けられておまして、週1時間ずつ行っております。これは学年によってその内容は異なっておりますけれども、まず道德について基本的には生活習慣であるとか人間の尊厳の問題であるとか、それから社会規範、ルールの問題、そういったことを教えるわけですが、その中で他人に対する思いやり、それから家族の営み、そういったことも教えておりますし、それから保健という授業の中では、生育していく中で体の仕組みがどんどん変わっていく、それはなぜそういうことになるのかということ、それから高学年になりますと生命の誕生ということで、受精から出産までというようなことでも教えています。

特に本町では、例えば中学校なんかでは、ある学年になりますと保育所それから幼稚園に訪問することになっておまして、そこで、今少子化でなかなか兄弟がいらっしゃらない方もいますので、小さい子どもと中学生が触れ合うことで人間としてのきずなとかそういうことも学ばせるということに取り組んでいるということでございます。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

全国的にも教育の問題について道德ということに関して取り組みというのが結構なされておるんですが、ここに平成22年度の児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、ことしの2月6日に文部科学省の中等教育局児童生徒課というところが統計を出しています。その中にも道德や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行ったかどうかという項目があるんですが、その中小学校においては、これは公立ですよ、1万9,725校、中学校においては9,057校と

ということで、かなり道徳教育がなされておるんですよ。これは2番目の。一番目が、これは職員会議等を通じていじめ問題についての教職員間で共通理解を図って問題に対処してますというのが1番目に多いんですが、これは公立の小学校では2万73件、中学校においては9,307件、特に公立が多いんです。あと国立と私立というのはほとんどありません、いじめ問題。不思議なんですね。でもほとんどないといってもあるんですが、30何件とか60件とか、こういう報告が上がっておるんですが、公立が一番多いということで非常に先生方は大変だというふうに思っておるんですが、やはり言った教職員関係の充実させる、教員の教育というよりも対処する能力というのは非常に難しいと思うんですが、教員に対する教育なんかは町としてはされておるのかどうかということ、1点確認をしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

まず先ほど言われた、なぜ公立が多いのかということなんですが、これは国立や私立というのは能力検定をして子どもが来ますから、そんなに家庭環境にも差はないと、その辺が公立はすべての子どもを受け入れますので、そこに原因があると私は思っています。

それからもう一つのことですけれども、私も実はその問題行動調査の担当をしておりましたので、よくわかってるんですが、このいじめによって自殺するという、最悪のケースが出てるんですけども、今、小中高校生で毎年約150人が自殺しています。今、議員がおっしゃられたように、その問

題行動調査でも分析をしてるんですが、一番多いのが6割、これは不明ということなんですよね。内容がよくわからない。55.8%ぐらいあったと思います。その次に多いのが精神疾患です、自身の。それから厭世といって世の中がいやになるという。その次が家庭環境そして学校環境と、非常にそういう分析を私自身もやってまいりましたので、よくわかっておるつもりなんですけど、やっぱり公立学校がなぜ多いのかというのは先ほど言ったように、今の現象を見てみますと、やはり少子化の中で家庭環境も変わっていますし、それから情報が非常にあふれて、それが逆に問題になっているということで、ちょっといじめの要素も変わってきているなど。それで教員に関しては、この夏に研修を行いました。道徳の研究会というのをやりましたので、私もそれに出席をしまして、先生方どういう話し合いをしているのか見てまいりましたが、命の大切さについて皆さんが議論してたんですよ。やっぱり結構皆さんいいことをおっしゃってました。一人一人に問いかけたんですが、先生が、なぜ命は大切なんですかという問いに、幾つも出るんですね。例えば命は一つしかないから大切だという人もいましたし、命は親から授かったものだから大切だと答えた人もいますし、それから命が途絶えると次につなげないからだという、非常にそういう活発な意見が出ていきます。私はやっぱり教員自身がそういう研修を通してしっかりと受けとめることが大事ではないか、これからもそういう機会をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

やはり学校現場において対処する先生と

というのは非常に大事なことなんですね。いじめられたら誰に相談するかというのも2万5,833人、中学生が2万2,000の方が一番多いんですけども、学級担任、先生に相談しますということが一番多いんですね。現場でやっぱり責任を持って、先生の能力的なものもありますし、先生に与えられる能力に対してプレッシャーはあると思うんですが、それを和らげることとか、そういう先生に対するカウンセリングとかというのが必要になってくると思うんですが、そういうふうな場を先生に対する教育というのももっともっと充実させていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、いじめ問題に対しても思っておるんですが、この点の充実をさせていただけるような方策をぜひともとっていただきたいと思うんですがいかがなものでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

全くそのとおりでございまして、特に初任者研修などではこの道徳問題というのを取り上げておりますので、やはりそれぞれの経験年数に応じた研修というのはこれからは積んでいかないといけないなと思いますし、それから、なかなか先生だけでは解決できませんので、学校にも今スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども配置しておりますので、そういった方との日ごろからの連携をとりながら、問題があるような子どもについては常に連携しながらきめ細かい指導をしていくということが大事だろうというふうに思っています。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに思っています。3月議会においても救命講習ということで質問させていただきました。子ども救命士を育てましょうということで、そこで命の再大切さを教えるということで一環として言ったんですが、確かにこのいじめ問題に直接関係するかどうかというのは問題はあるんですが、そのとき、例えば子ども救命士ということに関しての答えが、こういうことを答えをいただいたんですが、各種救命講習に関しての消防署のほうとも現在行ってもらってますが、十分消防署とも連携をいたしまして、救命講習についてもできる限り実施はしていきたいというふうに考えておりますという答弁をいただいたんですが、その後の状況を教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

お答えいたします。

普通救命講習会の実施についてでございますが、6月の12日と14日、両日でございますが3時間講習を行いました。参加対象は保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員でございます。参加者は28名ということで、実施者は豊能町の消防職員にやっていただいていたということでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

教職員のみということで、これは新しく2学期から武道が持ち込まれて、それで現場に対する先生に対しての救命講習も含ま

れているのじゃないかと思うんですが、そうではなくて、子どもたち自身に、小学生低学年のときには応急手当はばんそうこうでやってこういう三角巾つけてこういう処置するんだよ、頭けがしたときは低くしたらいかんよ高くするんだよとか、そういうふうな救命士としての講習とか、高学年になるとAEDはこうやって使うんだよ、心臓はここにあるんだからここ余り強く押しちゃいかんよとか、そういうふうな子どもの救命士を育ててみたらどうか、命を育むことにおいても一つの助けになるのではないかということで、前回、前々回もそういう質問をさせてもらったんですが、あとは消防署との連携となると思いますけども、ぜひとも子ども救命士という仰々しい名前ではありますけども、こういうことも検討していただきたいと思いますので、よろしく答えをお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

お答えいたします。

子ども救命士の取り組みについてでございますが、確かに現在、昨年8月から総務省の消防庁から全国で7自治体、消防本部をモデル地域に指定してやっておられるところはあるというのを確認しております。基本的に子ども救命士小学校4年生からだというふうに言われておるんですが、学校としてやるかどうかというところがちょっと今のところこれから、もちろん消防署も含めまして考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

学校の教育の場においては、またカリキュラム組まなあかんから難しい話があるのですね。規約つくらないかんから。例えば学校だけでなく、子どもさん対象に消防署がやる場所の、これはとよのまつりの一角でやるとか、そういうふうな子どもさん対象に、こうしたら子ども救命士としてのちょっとした証明あげますよというような感じでも、取り組みでもいいのではないかという思いはします。その点この質問の中には消防署と上げてなかったんですが、あとは教育委員会と協議していただいて、そういう場合もあるよということですから、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、さらに検討をよろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

今後関係機関とも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

この件については終わります。

あと通学路対策について、6月議会に山下議員より、きのうもお答えをいただきましたが、東能勢小学校の道路の通学安全について、質問を皆さんからあったんですが、その後業者との協議が行われて9月より7時45分から8時15分ということで通行禁止というふうに事前に協議しましたということで、これ一定の評価はいたしますけれども、ところでダンプが通ってるところの事業というのはどういうものなのか、そ

していつまで続くのかというのを把握しておられるかどうか、これを御検討願います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

まずそのとっかかりでありますけれども、平成22年の8月に、当時土砂災害が起こったために土砂を撤去したいというお話がありました。ついては学校のそばの道路を通るのでよろしくという、そういうお話がありましたので、教育委員会といたしましては子どもの安全それから学校行事に支障のないようにお願いしたいと、そういうことでスタートしたんですが、その後、土の採取をやりたいというお話があって、最初は1年で終わるといふ、その土砂の関係はあったんですが、土の採取をやりたいので引き続き通らせていただきたいということがありました。それについては教育委員会は許可をするとかそういう問題はできませんので、それならば従来どおり安全にきちんと万全な対策をしていただきたいということで、1年ごとに契約を取り交わしたわけではありますが、それがまた翌年になると引き続きという状態が現在に続いているということで、私どもとしては今後いつまでとかそういうことを聞く立場にもありませんし、それに対して許可するとかということでもありません。できるだけ通らないでほしいというお願いをしているところでございます。

○議長（福岡邦彬君）

高橋充徳議員。

○3番（高橋充徳君）

どうもありがとうございました。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

関連質問はございますか。

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

6番・山下でございます。高橋議員の関連質問を行わせていただきます。

一番最後にありました通学路の安全対策のところでございますが、今、教育長のほうから、このダンプの通行に関して許可を出すこともないし、またそういう指導することもないというふうな御意見でしたけど、やはりそれは縦割りの弊害そのものやないかと私感じております。ここでやっぱり情報、教育委員会は別の組織でありますけども、やはり町の中の出来事と感じまして、また未来ある子ども育てていくという重要な役を担われてる。その中で例えば建設課なりほかの部署とやはり連携をとっていただくと、そしてこの問題を根本から解決していく、そういう姿勢が私は大切であると思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

先ほど22年8月時点のお話をさせていただきましたが、そのときにも私のほうは弁護士とも相談をいたしました。学校の専有の土地ではありませんので、一般の人がそこを通らないと行けないということであると、それは認めざるを得ないんじゃないでしょうかねというお話しで今まで来てるといふことですので、私のほうからはそれしか今のところ申し上げることはできません。

○議長（福岡邦彬君）

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

そうしたら今回、時間が7時45分から8時15分までの間は通行しないという交渉の結果とられた。その交渉された経緯、その中身、なぜこの時間帯になるんやと。同じ小学校と中学校の間に昔の旧の府道がございませぬ。あそこはこのたび、昔から7時半から8時半の間は通行禁止ですよと、通行禁止がかかっておるんですけども、それがなかなか認知されてなかったということで、このたび私もいろいろやっただんですけど、道路標示が府道なりまた国道のほうにされるようになりました。あれも1歩前進ですけど、本当に今回それがそこまでならなかった。私も7時半から8時半の間はせめて通行禁止していただきたいと思うんですけども、なぜ今回7時45分から8時15分という短い間30分間だけ、少しは前進したかなと思うんですけども、その理由があると思うんですけども、交渉された。認可とかいうのはまた別問題でございませぬけど、その辺もうちょっとお聞かせ願えませぬか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

桑田教育次長。

○教育次長（桑田良彦君）

お答えいたします。

時間についてでございますが、基本的には通行許可云々は別問題ということでございまして、業者との交渉の結果ということで、業者の業を行う時間帯と子どもたちが通学する時間が、これはもう現実的に重なっておるといふところの交渉結果で7時45分から8時15分まではダンプカーの通行を控えていただきたいということを業者のほうは了解したというところでございませぬ。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに答弁ございませぬか。答弁になってないですから。

小川教育長。

○教育長（小川照夫君）

お答えいたします。

従前から、できればあそこを通らないでほしいというお願いは今もお願いをしております。別な道を考えてほしいと。その中で、今、教育次長が答弁しましたように、我々としてはそこに朝は通学が大体同じ時間に集中しますので、それについてはできたら8時半ということをお願いしておりますけれども、8時半には授業が開始されますので、大体の子どもはその10分前ぐらいには入るはずだと。我々もやっぱりそこはギリギリのところこちらのお願いをして向こうも了承していただいたというのが経緯でございます。

○議長（福岡邦彬君）

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

向こうも商いをされておるのでそういう実情を踏まえたということだと認識して、そこで私やはり建設課かどうかわかりませぬけども、農と緑のほうなのかわかりませぬけども、そこで情報共有していただいて、最初の質問にありますけども、どういう事業をされていつまで工事がかかんのか、例えばさっき1年やったら手の打ち方も交渉の仕方も変わってくると思うんですね。そこがやっぱり私最初に把握すべきことじゃないかと思うんです。その辺を持ってやはり交渉に当たるべきではないか。子どもの安全、未来ある子どもの、豊能町の宝です。それは重々教育長、私が述べるまでもなくよく御存じだと思っておりますけれども、本当にそのところが大切なことだと思うんです。その辺を、その事業内容

またいつまで工事がかかるか、それによって交渉の仕方も変わってくると思うんですね。例えがいいか悪いかわかりませんが、火事なんか起こる原因で物が燃えるというのが三つの要素があると思うんですね。一つは燃えるものがある、二つ目には火種、温度があると、三つ目がやっぱりそこに酸素があると、この三つがそろって燃焼が起こる、物が燃えるということなんです。これと同じように事故もやはりそういう原因がある。今回の場合でありましたらダンプがそこを通ると、また子どもがその時間帯集団登校すると、道路もそこを横切っていく、こういうことが大まかあると思います。その辺の工期とかがわかっておれば、もう恒久的にずっと通るんやとここは。今、土砂採取って言われますけど、最近私どもの府会議員と現場をまた見にいきました。土砂採取やのうて土砂を持ってきてはるんですね、ダンプカーに積んで。そういうことを御存じですか。知っておられます。採取だけじゃなしに土砂を運んでこられる。その辺もやっぱり懐に携えて、しつこくなりますが、未来ある子どもの未来を奪うような、万が一そういうことが起らないような交渉の仕方をやはりするためにもそういうこと、実情を踏まえて、もしか恒久的にずっと10年は20年もやる事業であればもっと道路を迂回して道路をつくるとか、また歩道上にかさ上げしてつくるとか、いろいろ方法はまた違った面が、通行どめだけではなくして出てくると思うんです。ただその辺も踏まえて、実情とかその辺も踏まえてぜひ交渉に当たって、これからも当たっていただきたいともいます。テレビのコマーシャルじゃないですけども、理論もまたそういうことも大切ですけども、最後にはやはり交渉に当たる熱意と努力が必要やと思います。粘り強いこれからの交渉を

期待して私の質問は終わります。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

以上で、公明党の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緑豊クラブの一般質問を行います。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて40分とします。

西岡義克議員を指名いたします。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

御指名をいただきました緑豊クラブの西岡でございます。それではこれより一般質問をさせていただきますと思います。

まず、まちづくり未来ビジョンということで、バス問題、エスカレーター問題、これは私はまちを、まちの中心的な課題である定住化施策として考えるべきだと思っております。総合計画ができて、豊能町のほうも活性化プログラム策定しまして、23年度から25年度に向けて重点的に取り組むということで、三つの施策をやっておるわけですけども、前回も質問したように、農林観光の振興は失敗したと、ぼやってしまったということで、この定住化施策は何とか重点施策として取り組んでいきたいと思うんですけども、町長としてはバス問題、エスカレーター問題は定住化施策として考えているのかどうか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

西岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

定住化施策につきましては、当然の問題であると、議員のおっしゃるとおりバス問題、交通問題ですからエスカレーター問題、前日からお答えをさせていただいてるとおりということでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今回のこの議会は、非常に今までの議会と違って、町長の答弁はまれに見るリップサービス議会といいますか、私は常にこうあるべきだと評価しているわけですが、半面ダイオキシン問題は、私が残っていれば1年で解決しますとの答えまでが出る、お願議会ともとれるわけですが、まずそのエスカレーターの問題につきましては、廃止ということも聞いておりますが、昨日の質問では廃止ということは言っていないということでありまして、8月18日の報告会の中では、自分は廃止するとは一度も言っていないというようなことを言っておりますが、実は25項目の11番目の光風台のエスカレーターを廃止ということになっておるんですけども、真意はどうか、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

議員も御承知のとおり21年度に25項目にわたり廃止あるいは中止いろいろな形の中で議員の皆さんに御提案をさせていただいたということは議員も御承知のとおりだと思います。しかしその中で検討委員会

を立ち上げまして、皆さんと住民の皆さんと協働のまちづくりということで御協議をさせていただきました。その結果、職員の、御承知のとおり不備な点がございまして、調査の結果31年度まで稼働するというところでございます。その中で、それやったら委員会はここでちょっと休止せないかんと違いかという委員長の答申がございまして、その枠の中で一応休止をしよう、この話は継続してやっていこうというふうには理解しております。まだこれから六、七年ございますので、あるいはこれから3年先、5年先にこの問題を締結していけばいいのではないかなというふうに感じているところでございます。

問題点といたしましては、それまでに故障等いろいろな問題等々の点がございまして、この点につきましては住民と豊能町が話し合いをして解決していこうということになっているように私は理解をしておりますので、その点よろしくお願したいと思っております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

住民の皆さんともう一度お話をしあいながらということでもございましたけれども、ただ平成24年2月26日に光風台のエスカレーター代替案検討会議というのがありまして、この最終案が委員長のほうから出ております。これは光風台駅前エスカレーター代替案検討会議会長赤井伸郎というふうには会長がなっておりますけれども、これの最終的な結論が出ておまして、中には確かに5年間延長となったということで、この件に関しましては単に5年先送りしたに過ぎないと、このことは、町はエスカレーターをフルメンテナンス終了後に廃

止する方針を変更しておらず、平成31年度末に向けた新たな検討の場を設ける。だから廃止する方向で検討するというのではないんですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

お答えをさせていただきます。

まとめというのはインターネットにも載せてもらっているというところがございます、これは今までやってきた経過の内容でございます、最終的な結論には至っていないというふうに私は理解をしているところでございます。お客様といいますか、乗っていただいている方にも、ソフト面ではある一定の枠お願いをしたいというような思いもございまして、行政側からそういうお話をさせていただいていることもございますし、また住民の皆さんから、今までどおりにしてもらわな困るといような話、これは以前、当初から私は、エスカレーターがいいのかローデッキバスがいいのか、あるいはエレベーターがいいのかということで議論をスタートしてくださいということで、私は行政の代表には申し上げているところでございまして、今現状、最終的にまとめていただいている最終論で申し上げますと、今まで、これから先の話はこれからしていこうということになっているというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また議員はその当時からずっとそちらのほうに傍聴に行っておられたというふうに聞いておりますので、この点につきましても私は職員から報告を受けているというところがございます。私はただこのまとめを見させていただいて、これから先そういう流れをつくっていけばいいのかなというところござい

ますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

私も全会議出てます。その中で最終の日にも出ております。その最終の内容はこのとおりであったと思っております。町長がどういうふうに出ておられるか知りませんが、私は最終日に行った時点で、5年先には廃止する方向でいきますと、検討はしますけども廃止する方向でいきますというふうに言っております。だからこそ新光風台の住民さんもしくは自治会が、そういうふうに認識して会議が終わったと思っておりますので、もしそうでないのであればそれこそこの間の報告会の中でちゃんということだという話をしなければならぬんじゃないかなと思っておりますが、私はそういう認識でしておりますけれども、町長の認識が違うというのであればまた住民さんにちゃんと報告しなければ、先ほどから出てますように、選挙が近いことですので、これは住民さんにちゃんとアピールしておくことが必要ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

当初、議員御存じだと思いますけども、地域懇談会ということで、私2年間まいらせていただきました。光風台でも新光風台でも、このエスカレーター問題は21年、22年と、ごみ問題とともに話をさせていただいております。しかしながらそのときにも私といたしましてはそのようなことは一度も申し上げておりません。ただ問題は、

やはりこれから先、財政難の問題もいろいろございますので、やはり地域の皆さんにもソフトの面では多少の援助はさせていただきたいという思いがございましたので、そういうお話をさせていただいたというふうに記憶をしております。これから先、私といたしましてはそういう流れの中で、やはり公共交通あるいはエスカレーターの問題につきましては議論を深め、そして31年終了にはどのような形になるかということになりますけれども、この次の4年間で一切そういう話は出てこないのではなかろうかなとも思っておりますけれども、そうじゃなしに、やはり町民の皆さんが非常に不審に思っておられることにつきましては、私といたしましては払拭をし、そして納得のいかれる回答を持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

町長の思いと住民さんの思いがかなり違うということだけ申し上げておきまして、今度の町長選に際してはきちっとその辺は解決したほうがいいんじゃないかなということを進言しておきます。

次に、ダイオキシン問題の処理の問題ですけれども、先ほどからも話出ております。非常にいろいろないい回答をいただいておりますけれども、情報がかなり少ないと。我々議員としても知らないことがかなり答弁の中で出ておると。そのオンサイトという言葉ですけれども、私も昔施設組合におりましたけれども、その当時はオンサイトという言葉は盛んに出ておりましたけれども、今回いきなりこのオンサイトの話が出てきて、あらと思ったんですけど、これ町長が

オンサイトでやるということを決めたんだらうと思うんですけども、先ほどからのいろいろな答弁、質問の中で、非常にやはり住民さんを納得するということが非常に難しいと、私が1市3町でという話は、要するに広域行政でできるだけ話をしてほしいという話をしました。どこまでいってるかという情報も逐次なかったと。どこまで進んでいるのかということもなかった。オンサイトという話もなかったということで、かなり私はやっぱり議会と一緒にやる必要があるのではないかなと。オンサイトの話が答弁が出た中で、私はやっぱり木代でやるのかなというふうに思っておりますけれども、町長はどういうふうに思っておられますか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

西岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、西岡議員おっしゃっておりますけど、情報が無いってことでございますけれども、議会では施設組合議会あるいは猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会できちっとお話をさせていただいてると思います。議員の皆さんから御報告もあつたらうというふうに私は認識しておりますので、その点につきましては少し西岡議員との違いがあるのかなというふうに思っております。

ダイオキシン問題につきましては、皆さん御承知のとおり、どこかでやります、光風台でやります、新光風台でやりますと言ったらどない言われます、皆さん、違います。議員の皆さんもそうでしたでしょう、違います。ここでやるのに反対せなあかんねんと違いましたか。前回、余野のあそこでやると言ったときにどうでした。賛成議

員と反対議員があつて、わいわい言うて住民の皆さんをあおり立てたのはやはり行政であり議会であり住民の皆さん、三者一体なつての話と違つたでしょうか。私はそのように思つております。西岡議員も当初、やはり施設組合の副議長として君臨しておられました。いろいろな流れを御存じであろうと思います。私も相当この4年間、苦渋の選択をし苦労してきました。しかしどうにもならないという結論に達しましたので、仕方がない、地元でやらなくてはならないということを申し上げるだけでございまして、ただこれから先、ほかでできる場所がございましたら、私はどこへでもお願いにまいります。わずかの時間でも、あしたでも行きます。しかし幾ら行つてもだめだと、大阪府も一緒でした。大阪府の知事も、要望書を持って大阪府の知事の要望書を持ってまいりました。いろいろな流れの中でやってきた結果がこういうことになつてしまつたということで私はその苦渋の選択をしたということでございます。皆さんに非常に情報の提供がないやないかとおっしゃいますけど、私申し上げます。もし私が当選をさせていただいてそういうことになれば必ず申し上げます。そのかわり皆さんもその気になつてやってもらわななら困ります。住民の皆さんもそうです。しかし今、私がお話をさせていただいております、今月26日、地域に行つて話をさせていただきました。地域に行つて話をさせていただいてもかなり強硬な反対の議論をいただいております。しかしそれをどこでどうや、今ここで話ししてまんねんと言つたら助けていただけますか、皆さん、違つたでしょう。ほか行つたら、ほんなら助けてもらえますか。希望ヶ丘があるいは新光風台、いろいろなところへ行つてここに場所があるねん、別に危険でないといつても皆さんそ

の話きちつと乗つていただけますか、違つたでしょう。正直に私申し上げますよ、違ひますか。その点を考えて、今、苦渋の選択の中で、そして今地域の皆さんに肅々とお願ひに行つてるといふことだけを御報告をさせていただいてると思ひます。6月の定例会でも私は苦渋の選択一生懸命言つてます。しかし自治会長が病気をされました。そうしたら3カ月おくれます。いろいろな条件がございます。それも全部皆さんに申し上げて、実はこういう形になりますねんといふお話をしなくてはならないのか、あるいはそうじゃなしに肅々と私のほうに精いっぱい努力をしてお願ひに行つて、そしてある一定のめどが立つた時点で、皆さんに御報告をしたらいいのかといふことについては、私といたしましては後のほうを選びたいといふこととございますので、西岡議員、一つその点につきましては御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

私は何もオンサイトが反対とかそんなことは、木代でやるんですかと聞いただけです。お願ひに行つてゐるわけですから。それがだから内々にやるのはやるのでいいけども。

（発言する者あり）

○13番（西岡義克君）

どうせ解ること、わからんようにするんやつたらよろしい。今までかつて結局夜中にこっちにもつてくるときに、単独にもつてきはつた、個人的に。それかつてにみんなで解決しよう思うから、それは黙つて容認した。しかし町長が個人で責任を持つことを言われましたけど、町長個人の責任で終わりませんよこれは。町長がやると

いうことは全体の責任ですよ。だからそれを一人でかぶるということも、かぶるんやったらかぶるでわからんように最後までやればいいけど、今回私の耳には木代でやるということを入りました。入るんやったらもう最初からオープンにして、みんなで相談してやったほうがいいんじゃないですかと、私はそれを言いたいわけです。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

オンサイトの話は、私は当時議員になったとき、施設組合の議員やったときに、オンサイトでいこうという話をずっと進めてきたんです、私は。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

議長、あんなこと言うたらあきまへんで、町長が。

○議長(福岡邦彬君)

暫時休憩いたします。

(午後1時20分 休憩)

(午後1時21分 再開)

○議長(福岡邦彬君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。質問を続けてください。

○13番(西岡義克君)

だから私は広域行政でどこまで努力したのかも私もわからなかった。聞いたらそれはあちこちで問題があったでしょう。最終的には住民さんの問題があります。それやったら、きょうもテレビ出ましたけど、橋本さんやないけど、やっぱりオープンにしてやらなあかんの違うかと、みんなの責任やねんから、だから一人でかぶる必要ないじゃないですか。オープンにしてやればいいんです。だからそれを後からわからんうちに入ってきたりなんかすると要らん詮索もせなあかんということです。だからこれ1年で、私が通ったら1年でやるのやっ

たらやっても通たらよろしいけど、ところがさっきの質問の中でも1年じゃ無理やろなという話も出てました。個人的な判断は私は危険だと、だからみんなで、議会もやっぱり責任を持たな。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

だからそれについてはやっぱり町長だけじゃなくて議会も責任持たなあかんし、オープンにせなあかん部分はせなあかんのちゃうかなと私は思うんです。だから町長一人で何やかんやする話じゃないと私は思っております。今後、だから町長がさっきいうたように、私が通ったら1年でやりますというのやったら頑張ってください。お願いしときます。

それから次、財政再建の今後について、チラシについてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、チラシの問題がいろいろ出まして、庁舎一元化の必要性について知っていただきたく町政報告会を開始しますというチラシが出たんですけども、これ9月25日告示、9月30日の投票の選挙目前に、前国会議員、前市長、現職の府会議員から町会議員まで巻き込んでの池田勇夫後援会が町政報告会をする趣旨はどこにあったんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長(福岡邦彬君)

今、答弁を誰にするんですか。後援会の会長を呼ぶんですか。

○13番(西岡義克君)

いや、町長。

○議長(福岡邦彬君)

今おっしゃったように、後援会の話でしょう。それは町長答弁せないけませんか。できないでしょう、正直言いまして。

続けてください。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

池田勇夫後援会の趣旨はよくわかりませんが、庁舎一元化の話はその中にも出ております。この中でいろいろなことが書いてあるんですけども、この4年間で基金26億円にふやしましたというこの情報が出てるんですけども、これもおかしな話でどこから出たのかなど。これ我々が情報を得たのは、議会の議事録をもらったのは、8月20日何日やったと思うんです。この朝刊が出たのは8月10日です。その資料を我々が議会の決算資料でもらったのはそれ以後であります。どこからどういう情報が出たのかわかりませんが、これは余り、どこから出たかということを確認しても仕方がないんですけども、非常におかしな話やなというふうに思っております。先ほども言ったように後援会の話ですから答弁をもらうわけではないんですけど、非常に、庁舎一元化の話も我々議会としては全く上がって来てなかったと。これは町長いわく後から議会に諮ろうということであったんですけども、これもできれば議会が先にいろいろ検討してやるべきことではないかなと思っておりますが、町長はそういうふうに思ってるんですね。後から皆さんに報告しようと。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

それと財政再建ということですけども、この入を量る政策はないのかということで、私は財政再建の基本は入を量り出を制する、これが基本やと思っております。ところが町長の政策は出を制するばかりで入を量るは何かないのか、長期的に見てこの豊能町の財政を支えるのは、入を量るがなければならないと思うんですけども、具体的に何かありますか。

○議長(福岡邦彬君)

答弁を求めます。

池田町長。

○町長(池田勇夫君)

西岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

当初の話のダイオキシン問題でございますけれども、この点について私のほうから、先ほど私も地域でということでお話をしたということでございます。私は平成9年に議員に当選をさせていただきました。平成12年にオンサイトあるいは地元、戸知山ですということ賛成をして、その当時の議員の皆さんは御承知だったと思っております。そこで私はやるんだと思うんですけども、皆さんどのようにお考えですかということ聞いております。その当時は西岡議員もたしか施設組合の出向議員でいられたのではなかったかなど、余り詳しい記憶はないんですけどもそのように思っております。その中でやるよといったときにかなり、皆さんから御意見が全然出ませんでした。全く一人も出ませんでした。その当時に、あなたに対しての言いわけしてるんです。

(発言する者あり)

○町長(池田勇夫君)

平井議長が当時の議長でした。そのときに私はそのように申し上げた、皆さん御存じのない方もおられますから申し上げただけでございます。だからオンサイトですと、私は言ったというのほうでございます。これだけは皆さん認識してください。

それから財政の問題は、私は出を量るというのは当然のことでございます。今、少子化問題も。

(発言する者あり)

○町長(池田勇夫君)

だから出を量るということは、私は子どもたちの無料化あるいはこれから先どういう形で教育問題、いろいろな流れがあると

思います。先ほどにも御質問がございましたけども、ばらまき施策が本当にいいのか、あるいはこれから先そうじゃなしにお互いに住民が真剣に、やはりこれから先の出を量る施策を打っていくのがいいのかということを考えていくべきだというふうに思っております。なかなか今、西岡議員の御質問あるいは前回の皆さんの御質問にはかなり厳しいものもございますけれども、我々行政といたしましては精いっぱい今後とも努力をしていって、そういう流れをつくってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 1 分 休憩）

（午後 1 時 3 2 分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

入るを量り出ざるを制するということがありまして、出を制するというだけの短期施策では町はつぶれる方向にいくのではないかと。やはり長期施策で入るを量るということではなければ、このまちは税金で食ってるまちですから、人が入らなければだめ、サービスが減ればだめ、そうすると税収が入らない、悪循環でデフレスパイラルになるわけです。長期的にやっぱり多面的に、枝葉末節でなく根本を考えてやらなかんわけです。戸知山の件でも、これは私もこないだ見てきました。非常にあれはなかなか難しい、現実見たら難しいですよ。難しいけどもやはり一回調査をしたらどうやということを私は田中副町長に言いました。大阪ガスの会社が費用を出して調査しようと言うてるのに、調査をしなかった。どこ

に理由があるんですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

田中副町長。

○副町長（田中 守君）

お答えをいたします。

今、西岡議員がおっしゃった件については、西岡議員からお聞きしました。御紹介をするということでしたけれどもお見えにならないということです。私は何も拒んでおりません。来ていただいて必要があれば認めましょうということをお願いしたはずなんです。それで私が連れてくるということでしたので、それからお見えになっておられないということですから、今の言い方は違うんじゃないかなと私は思います。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

そうしたら私の勘違いですから、今度連れていきますのでよろしく申し上げます。私はあのときには、そういうふうに行ったからそういうふうに勘違いしてますので、今度連れていきますのでよろしく申し上げます。

（発言する者あり）

○13番（西岡義克君）

それでは、ちょっと前後しますけども、高山のまちづくりの成果の話ですけども、これ高山のまちづくりにつきましては私もいろいろ当局と話し合いまして、大体解決済みであります。ただあの件に関しましては、道路整備とそれと地域の町おこし、いわゆるコミュニティセンターの運用とその二つが一つになっておりまして、あれはしかし成果報告がすごく、こんな成果報告が出てるんですけども、できたら事前に意見を聞いてから、道路のほうはいいんですよ、

道路のほうは行政がきちっと、その生活の利便を図るためにやってるわけですから。ただそのコミュニティセンターの活用とか真菜祭りとかいろいろな面に関しては、事前に住民さんのデータをとったりなんかしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その点どうですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

私のほうからは都市再生整備計画のフォローアップ調査という、報告書というこしらえた点からいいますと、まず初めに計画を出したときには高山への訪問者というのが従前値は450人ございまして、その計画の目標設定というのは700名にしております。その後事業をやった後では923人、ことしの1月にフォローアップ調査を出したときには1,333人の方が高山へお集まりをいただいたというような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

この道路整備のほうでは4億5,000何がしの予算をつけまして、これは道路はきちっといってますねんけども、この件に関しまして、今のフォローアップのほうでいろいろな意見が出ております。これを踏まえてやっぱり一般の住民さんの意見をまず調査して、それからかかったほうがいいのではないかなと思います。ですからこれから高山の都市再生に向けて、高山地区をどうするのかと、非常に高山地区は高山右近のあれもありまして、その辺を具体的に出して今後どうするのかというようなことも、住民のまずいろいろな意見を集約してから

やったほうがいんじゃないかと思うので、もう一度その辺、今後どう取り組むか答えたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

基本的に大きな計画等を作成するときについては、今現在では住民からパブリックコメントをいただくというようなことになって進めるという形になってるというふうに思っております。ただ、この高山まちづくり事業につきましては、平成18年の3月13日付で町が国交省のほうへ申請をいたしまして、3月31日にはもう既に交付決定をいただいていたということでございます。その後パブリックコメント制度ができたというふうに私は理解をしておりましたので、その当時には計画に当たってのパブリックコメントをもらっておりませんでしたですけども、ですけども今後の計画等を進めていく上には、計画段階からパブリックコメントをもらい、それから報告書等について提出するときにはパブリックコメントをもらうというような制度といえますか、そういうのはきちっと守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

これの今後のまちづくりの方向の検証ということで、いろいろ結果を出しておるんですけども、今後の課題の中で、平成24年4月1日より指定管理の予定というのが出ておるんですけど、今だにおんぶにだっこという形もあるんですけど、今後そういうことも含めて前向きにやっていただきたいと、これ要望しておきます。

もう時間もありませんので。今回の議会におきまして選挙が近いということもありまして、いろいろけんけんごうごうとなったわけでありまして、先般我々議員も研修に行きまして、地方自治体の役割ということで関西学院大学の松藤保孝先生にいろいろ学んだわけでありまして、その中で地方自治体というのは法律に違反しない限り何でもできると、何でもやるべきだということを言っております。これからはやっぱり議会、行政、住民一体となって、特に行政は思い切った施策をやってほしいなと思っております。そして我々まちづくりに向けて住民とともにやっぱり夢を持って長期的に多面的に、枝葉末節ではなくて根本で考える使命感、無私の精神、ロマンと現実主義を持ったそういうリーダーを、我々は豊能町の代表として選り育てていかなければならないと思っております。私は池田町長には余り期待しておりません。

これで終わります。

○議長（福岡邦彬君）

西岡議員、一般質問をしてください、これから。今後とも気をつけてください。

以上で、緑豊クラブの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時50分といたします。

（午後1時38分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、先ほどの一般質問、緑豊クラブの西岡義克議員の中で、高山の事業費について今問題ありましたので、改めて西岡議員から正式な数字がなければ、こちらで用意している数字がありますので述べさせていただきます。

西岡議員、ありますか。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

そうしたら、川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

先ほどの、高山まちづくり事業に係る事業費の中で、道路にかかった事業費でございますが、町道五路線の事業費は3億7,000万円強でございます。なお、まちづくり事業全体の事業費が4億6,000万円余りという状況でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

それでは、引き続き日程に入ります。

日程第2、第34号議案から第41号議案及び第1号認定から第8号認定までを議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容は、それぞれ各常任委員会及び決算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお、御承知とは思いますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

初めに、第34号議案から第41号議案までの8件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

次に第1号認定から第8号認定までの8件に対する質疑を行います。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

第1号認定、23年度の一般会計の決算についてなんですが、主要施策成果報告書の29ページ、決算書の69ページ、とよ

のまつり事業ですね。今回、実行委員会形式にしたことによる効果ぐらいは、やはり書くべきじゃないかな。今までと形大きく変えたわけですね。そうしたら、この実行委員会形式にしたことでどうなったのかと。ここに書いてあるのは、本当に数行、何か経費かかりましたみたいなことしか書いてませんので、やはりそういったことは書くべきだし、教えていただきたいかなと思います。

細かいところではスポンサー集め、どれくらいしたのかなとかそういったところもありますけど、まずは実行委員会形式になってどうだったのかということをお聞かせください。

それと後、これは委員会のときでもいいんですけども、全体を通して成果の出し方というものがばらばらなんです。例えば総務であったら地域交流促進事業なんかは教室の費用しか書いてない。参加人数なんかは全く書いてないですね。男女共同参画事業でも参加人数なんかは書いてない。福祉に関していうと、高齢者自立活動支援事業は利用回数とか利用者数細かく書いてあるんですよ。でもデイサービスなんかは何も書いてないですね。交通安全対策事業も、活動してキャンペーンをしましたというだけで、しなかった月とした月で事故はどうだったのかとか、そういった効果の検証みたいなものも入ってない。留守家庭児童育成室管理運営事業に関しては全く費用しか書いてなくて、利用者数とか全くそういうのも書いてない。コミュニティセンター管理事業なんかでは、成果には多くの人が使いましたと言いながら具体的には費用しか書いてないというところがあるので、やはりこれは各部長が最終的に見ると思うので、そこで、担当の方が書くと思うんですけど、同じような報告の仕方というのはあると思

いますので調整していただけたらなど。消防と教育委員会は大体一緒のように丁寧に数字を入れて書いてますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁要りますか。

○7番（永並 啓君）

こちらは委員会のときでもかまいませんので、そういった報告をしてください。

○議長（福岡邦彬君）

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

とよのまつり事業でございますけど、これについては昨年まで、昨年といいますか22年度までは120万円の事業でやっておりました。町の120万円の事業ですので、120万円以上の事業ができなかったということで、ところが参加協力費というような形で、例えば、テント使用していただいたり、そういったようなお金を集めて、実際は150万円ぐらい近くのお金を運用したというような状況になっております。ですから例えばイベントの数とかそういうような、今まではできていなかったものを、動物一つにしてもいろいろな種類を来ていただいたというようなことができたというふうに、総体的には思っております。詳細についてはまた委員会で報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

それだけの効果があったのであれば、ぜひとも決算書に載せるべきですよ。よくなったわけですから、これまでと比べてこうなりました、盛り上がりました、集客人数ふえました、いろいろなことを書けると思うので、そういったのは、そういったの

を見て我々議員も判断できる部分がありますから、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

1点、お聞きいたします。成果報告書の28ページでございます。権限移譲事務事業についてお伺いいたします。

成果のところ新たに9事業について共同処理を開始、合計53事務を共同処理で行うことで事務の効率化を図ることができたというふうに成果を書いておられますが、負担金、補助金及び交付金が603万3,300円とこういうふうになっております。これは箕面市というふうに下の実績で括弧つきで金額が同額で書いてあるんですけども、この点豊能町の負担というのはどういうふうになっているのか、それと今、53事務というのは2市2町でこの事務処理をされたということになると思うんですが、豊能町についてはどれぐらいの件数があつたのか、その点2点お聞きいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

それぞれの権限移譲の事務の一覧については、決算委員会のときにお示しをしたいというふうに思っております。これについては池田市でやっていただいている分、それから箕面市でやっていただいている分、それから町で独自でやっている分という三つに分かれているというところがございます。その一覧については大分前には渡していただいたというふうに思いますけれども、今現在行っているものについては一覧表でお渡しをしたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

では決算委員会で明らかにしていただいたら結構です。よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第1号認定から第8号認定までは、6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第34号議案から第41号議案及び第1号認定から第8号認定までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの各常任委員会及び決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、第34号議案から第41号議案及び第1号認定から第8号認定までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの各常任委員会及び決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、決算特別委員会委員に、

井川佳子議員。

高橋充徳議員。

岩城重義議員。

平井政義議員。

西岡義克議員。

川上勲議員。

以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名
の議員を、決算特別委員会委員に選任する
ことに決しました。

昨日、この6名の委員をもって選考委員
の結果をしていただきましたところ、決算
特別委員会の正副委員長互選が行われま
した。その報告は、ただいまこの場に持ち
込まれましたので、その結果を報告させ
ていただきます。決算特別委員会委員長に岩
城重義議員、副委員長に平井政義議員が決
定されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いた
しました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月14日午後1時より会議を
開きます。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後2時02分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第 34 号議案 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例改正の件
- 第 35 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 第 36 号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 37 号議案 平成 24 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 38 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 39 号議案 平成 24 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 40 号議案 平成 24 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 41 号議案 平成 24 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 1 号認定 平成 23 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 平成 23 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 平成 23 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 4 号認定 平成 23 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 号認定 平成 23 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6 号認定 平成 23 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 号認定 平成 23 年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 号認定 平成 23 年度豊能町水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番